

**讃岐国府跡探索事業
平成 21・22 年度
地形・地名調査報告**

2011.11

香川県埋蔵文化財センター

は じ め に

讃岐国府跡は、香川県坂出市府中町に所在すると考えられてきましたが、まだ、その位置は特定されておりません。このため、「文化芸術の振興による心豊かで活力あふれる香川づくり」を目標とする香川県文化芸術振興計画（平成 20 年度より 5 カ年計画）のなかで、県民と協働してその位置を解明する活動を通じて、地域の活性化を図る事業を開始しました。具体的には、一般から公募したボランティア調査員とともに、讃岐国府跡が所在すると考えられる府中町だけでなく、綾川流域の近隣の町を含めた広い地域について、地形調査、地名調査及び発掘調査を実施することにより、讃岐国府の実態に迫るとともに、国府が置かれた歴史的な意味や当時の景観を推定しようとするものです。

当センターでは、設立以来、四国横断自動車道や国道・県道などの開発事業に伴う事前の発掘調査を主に実施しております、平成 21 年度より開始した讃岐国府跡探索事業は、初めての保存・活用を目的とした自主事業となるものです。

本書は、平成 21 年度と 22 年度に実施した地形調査と地名調査の成果を収録したものです。他地域による研究例に学び、工夫しながら、ボランティア調査員と共に行った調査は多岐にわたっております。不十分な部分や未解決の課題も多くありますが、今後、検討を進めて参りたいと思います。

最後になりましたが、事業の実施に際して、ご指導、ご協力をいただいた関係各位にお礼を申し上げますとともに、今後とも皆様方の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとします。

平成 23 年 11 月 30 日

香川県埋蔵文化財センター
所長 藤好 史郎

例　　言

1. 本書は、香川県埋蔵文化財センターが平成 21 年度から 4 カ年計画で実施している讃岐国府跡探索事業のうち、平成 21・22 年度に実施した地形・地名調査についての報告書である。

2. 調査に当つて、下記の機関等の協力を得た。記して謝意を表したい（順不同、敬称略）。

河邊信賀　末包昭彦　杉崎正則　高田寿三紀　芳地智子　松田朝由　眞光寺　徳清寺
坂出市地元自治会、同地元水利組合、坂出市教育委員会

3. 本書の作成は、香川県埋蔵文化財センターが実施し、各調査員が分担して執筆した。編集は木下が行つた。

4. 調査に参加したボランティア調査員（ミステリーハンター）は、以下のとおりである。

地図は国土地理院地形図を使用しました。

平成 21 年度

安藤みどり	飯沼一広	磯村衛治	犬飼直美	垣本 保	梶 英憲	金倉留美子
葛原知子	甲野 博	小西智都子	佐々木宏	住谷善慎	十河裕之	高橋利秋
高橋 德	竹内博文	竹嶋真理	田村源一	中川俊彦	仁井名詳浩	野口美智子
長谷川宏	福家壽子	藤田和康	古田博子	松尾 伸	真鍋正彦	万野年紀
水谷正裕	宮本義彦	横田 寛				

平成 22 年度

安藤みどり	磯村衛治	犬飼直美	垣本 保	梶 英憲	金倉留美子	金倉 修
葛原知子	甲野 博	小西智都子	佐々木宏	住谷善慎	十河裕之	高橋利秋
高橋 德	竹内博文	竹嶋真理	田村源一	野口美智子	長谷川宏	藤田和康
古田博子	松尾 伸	宮本義彦				

* 地図は国土地理院地形図を使用しました。

目 次

第1章 調査の経緯と経過	1
第2章 地形調査の成果	
第1節 平成 21 年度の調査	1
第2節 平成 22 年度の調査	21
第3章 地名調査の成果	
第1節 平成 21 年度の調査	28
第2節 平成 22 年度の調査	65
第4章 おわりに	70

挿図目次

図 1 調査対象地	2	図 13 加茂町 10cm等高線図	25~26
図 2 府中町本村地区 地目・地位等級図	5	図 14 地名調査－通称地名調査カード	40, 41
図 3 加茂・林田・高屋・神谷町 地目・地位等級図	7~8	図 15 府中町本村周辺の地名分布図	42
図 4 府中町本村地区 標高図	9	図 16 綾川中・下流域の石造物分布図	43
図 5 府中町本村地区 50cm等高線図	10	図 17 地名から見た讃岐国府跡復元模式図	44
図 6 綾川下流域平野の条里地割	11	図 18 「順道帳」記載の古地名の比定図（1）	59~60
図 7 綾川下流域平野の利水状況	13	図 19 「順道帳」記載の古地名の比定図（2）	61~62
図 8 四手池用水路図	14	図 20 「順道帳」記載の古地名の比定図（3）	63~64
図 9 府中町本村地区 蔓排水状況図	15~16	図 21 加茂町の聞き取り地名配置図	66
図 10 府中町本村地区 微地形分類予察図	19	図 22 加茂町の旧地形と古代の遺物分布状況	68
図 11 加茂町の旧地形復元図	22	図 23 加茂町の旧地形と中世の遺物分布状況	69
図 12 綾川右岸部分の地目・地位等級図の分析	24		

写真目次

写真 1 加茂町付近の空中写真	12	写真 2 標高測量調査風景	21
-----------------	----	---------------	----

表目次

表 1 地籍図の保存状況	3	表 4 綾川中・下流域の石造物一覧	47, 48
表 2 府中町本村周辺の地名	45	表 5 「順道帳」記載の古地名の比定状況	56, 57, 58
表 3 「阿野郡南府中村田畠順道帳」に見る年号表記	46	表 6 加茂町地名分類表	67

第1章 調査の経緯と経過

讃岐国府跡探索事業は、所在が明らかになっていない讃岐国府跡について、地名・地形・発掘調査を実施することによりその特定を目指し、同時に地域住民を対象として讃岐国府跡及び関連遺跡についての学習会や、ボランティアを対象とした研修会等の実施、調査成果及び進捗状況について、定期的な報道機関への情報提供や、広報誌等による速報発信等の広報活動を実施するものである。そして活動内容及び成果の公表だけに留まることなく、事業の取り組みそのものを、県内外へ広く発信して、全国規模の交流を行う、埋蔵文化財を活用しての地域の活性化を目指す事業である。平成21年度から4ヵ年計画で事業を行っており、平成21年度の発掘調査の成果と地形・地名調査の成果の概要については、香川県埋蔵文化財センター『香川県埋蔵文化財センター年報 平成21年度』(2010年)に、また、平成22年度の発掘調査の成果の概要については、香川県教育委員会『平成22年度 香川県内遺跡発掘調査 讃岐国府跡発掘調査概報』(2011年)に収録している。

本書は、平成21・22年度に行った事業のうちの地形・地名調査についての成果を収録するものである。

第2章 地形調査の成果

第1節 平成21年度の調査

調査の概要

ボランティア調査員との活動は、平成21年6月1日から開始した。7月以降は毎週水・土曜日を基本に活動し、11月末をもって終了した。延べ調査日数は41日、ボランティア調査員の総参加数は約250名である。

地形調査班の主な活動内容は、地形調査だけでなく、水利等の地理的情報全般の収集を行った。具体的には、府中町・加茂町・林田町の明治前期地籍図の原本調査、神谷町・高屋町・青海町の明治前期地籍図の遺存状況調査、府中町・加茂町・林田町の地目・地位等級分析図の作成、府中町の四手池掛の灌漑状況の調査、府中町本村地区の水田1筆毎の取排水状況の調査、府中町本村地区の水田標高の測量、綾川下流域平野の条里地割の抽出とその分析、地名調査班が抽出した小地名やランドマークの現地比定作業等である。また、明治前期地籍図による地目・地位等級分析の有用性を検討するため、地形や遺跡の情報が豊富な坂出市川津町についても明治前期地籍図の原本調査と地目・地位等級分析を実施した。なお、地形分類の考え方や手法については、下記文献を参照されたい。

木下晴一「微地形分類の視点と方法－坂出市川津町西部を例に－」香川県埋蔵文化財センター『香川県埋蔵文化財センター研究紀要Ⅳ』2012年（掲載予定）

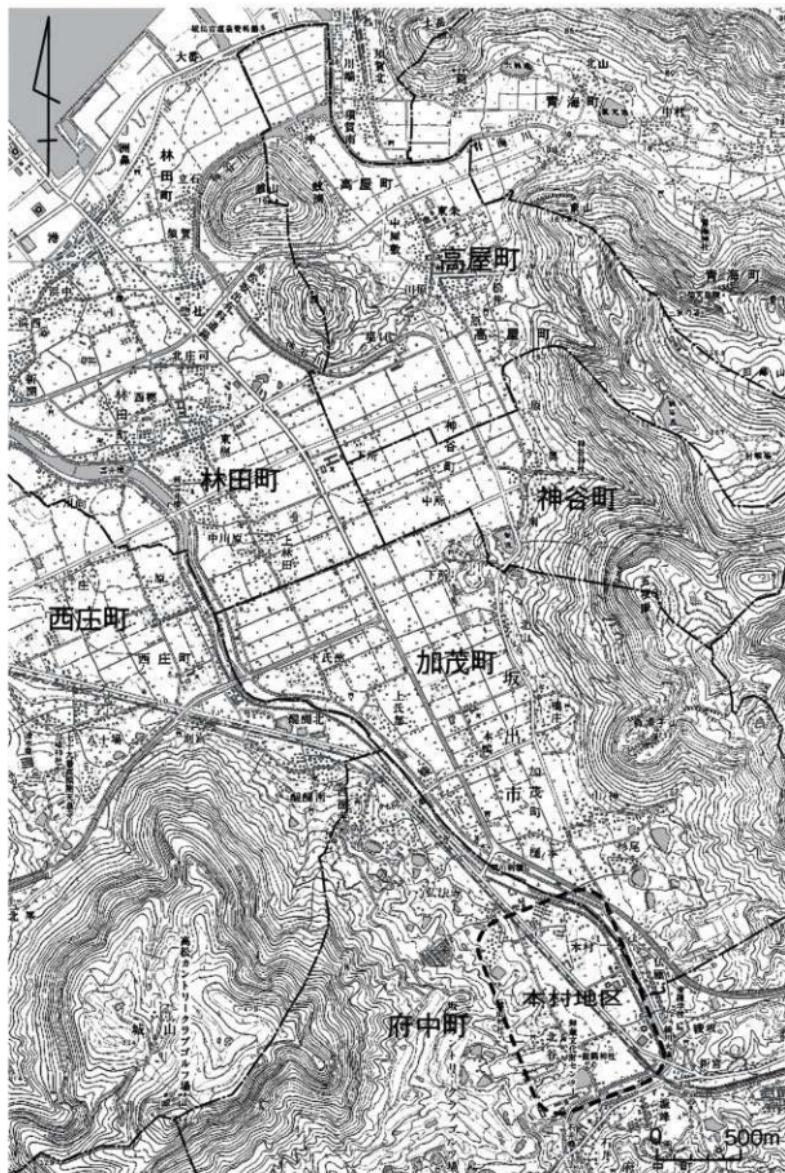


図1 調査対象地（「本村地区」の範囲は、本書で指す範囲）

明治前期地籍図の調査

地籍図は、土地1筆毎の地目・面積・所有者等を記した大縮尺の地図で、土地台帳等の帳簿とセットとなるものである。地籍図作成の全国的な流れは、壬申地券地引絵図(以下は壬申図と略す)→地租改正地引絵図(以下は地改図と略す)→地改図の修正もしくは地押調査更正図(以下は更正図と略す)という過程を経るが(註1)、香川県の場合は、壬申図が長く使用され、更正図に移行したようである(註2)。地籍図の保存状況に関する全県的な情報は無く、断片的な情報に留まっている。今回の調査対象地についても地籍図の保存状況は不明であったけれども、坂出市教育委員会の文化財担当職員が、かつて税務課に勤務していた関係から各主張所に保管されていることを知っており、存在が確認されたものである。各出張所の保存状況を表1にまとめる。なお、讃岐国府跡が所在すると推定される府中町本村地区(ここでいう本村地区とは、字本村上所を中心とし、その周辺を含む地域を指す)の壬申図は遺存していなかった。

地籍図から得られる情報として、地割のほか径溝や神社・祠の名称等があるが、今回の調査では多くの情報は得られなかった。注目されるものとして以下の2点がある。

① 「海宝寺池」

府中村第二十八番の壬申図には、現在の開法寺池が描かれているが、絵図の表記は「海宝寺池」である。これは菅原道真の漢詩中の自註にある「開法寺」に関する知識が元になったのではなく、地元で「かいほうじ」という名称が語り継がれていたことを示唆すると考えられる。

② 「城の角」

林田村の地改図中に「城の角」という小字がある。中世城館の所在を暗示するものであるけれども、今のところ存在を示す証拠は見つかっていない。

	壬申図	地改図	近世順道帳	壬申図順道帳	地改図順道帳
加茂出張所	鴨村 全19図のうち16図あり	全11図のうち8図あり	なし	未調査	全冊数不明のうち5冊
	氏部村 全7図のうち6図あり				
府中出張所	府中村 全32図のうち28程度あり(状態不良)	「鐵坂」「横山四手」の2図	4冊中4冊	4冊中4冊	未調査(遺存している模様)
	林田村 全32図のうち31図あり				
松山出張所	高屋村 全16図のうち10図あり	未調査	未調査	未調査	未調査
	神谷村 全13図のうち12図あり				
川津出張所	青海村 全37図のうち33図あり	あり(未調査)	未調査	未調査	未調査
	川津村 全63図完存				

表1 地籍図の保存状況

(註1) 佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』古今書院 1986年

(註2) 木下晴一「香川県の明治前期地籍図」国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』第163集

地目・地位等級分析図の作成

壬申図に記載される田や畑などの地目および上中下等の等級を色分けして示すと、その分布パターンから微高地や旧河道等の存在を推定できることがある。このため加茂町・林田町（平成21年度）・神谷町・高屋町（平成22年度）について、壬申図をもとに分析図を作成した。また、府中町本村地区については、壬申図が遺存しないため更正図に記される地目と地位等級をもとに分析を行った。

府中町本村地区では、西側には林や畑、宅地に利用されている丘陵部と水田に利用される谷部、東側は県道33号線・JR予讃線の両側に水田に利用される平坦面が広がっている。水田の地位等級を見ると、谷部の水田は相対的に低く、平坦面では中央やや南よりに上々田が広がり、その周りに上田が広がっている。また、綾川に沿って等級の低い水田が分布するが、南側では地位等級が急変するラインが把握される。このラインは後述するように2～3mの比高の段丘崖に相当する。

図3は、高屋・林田・神谷・加茂町の壬申図による地目・地位等級分析図である。この範囲は、3つの地形面に大別できると思われる。

Iは、古代に施工された条里地割が広がる地域である。ここでは地目や地位等級に微地形を示す明瞭なパターンは認められない。土地の平坦化が進行し、微地形の相違が地位等級に反映されていないようである。なお、林田町と加茂町の町境に沿って地位等級が急変するラインがある。これまでの知見によると、微地形の相違を示すパターンは等級が段階的に変化しており、急変しているのは例えば、長い年月の間固定されていた免（年貢徵収の単位）の中で地位等級が決められてきたために、免の境界ではこのような差が生じてしまう等、土地条件とは別の要因が働いている可能性が高い。このような現象は多度郡の普通寺村と生野村や上吉田村と稻木村との境界でも見られ、地目・地位等級図による地形分類の限界を示すものと考えられる。

IIには条里地割の見られない地形面である。小規模で不定形の耕地の集合体である。等級の低い耕地が帶状に連続しているところは旧河道である。IIは土地の微かな起伏が明瞭で、上畠として登録される屋敷地が狭い範囲に集中する傾向も見られる。三豊市三野町において中世に秋山氏が開発したと推定される三角州性低地に相当し（註）、集村化の傾向が見られること等も含めて、中世以降に開発が本格化したことが推定される。また、この地形面には、一辺3mほどの堀が多数分布している。

IIIは、等級の低い水田や畑が大きくまとまっている。ここは塩田が広がるところで、塩田は等級の低い水田並みに課税されていたことがわかる。海岸線に沿って下畠、下々畠が帶状に連続しているけれども、自然形成の砂堆であるのか開発のために人為的に築造された堤防であるのかを判断するためには堆積物の観察が必要である。

（註）木下晴一「遺跡付近の地形環境」三豊市教育委員会『宗吉瓦窯調査・整備報告－発掘調査編』2009年

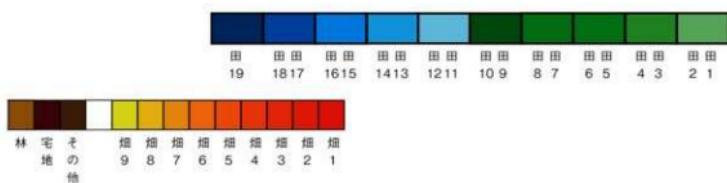
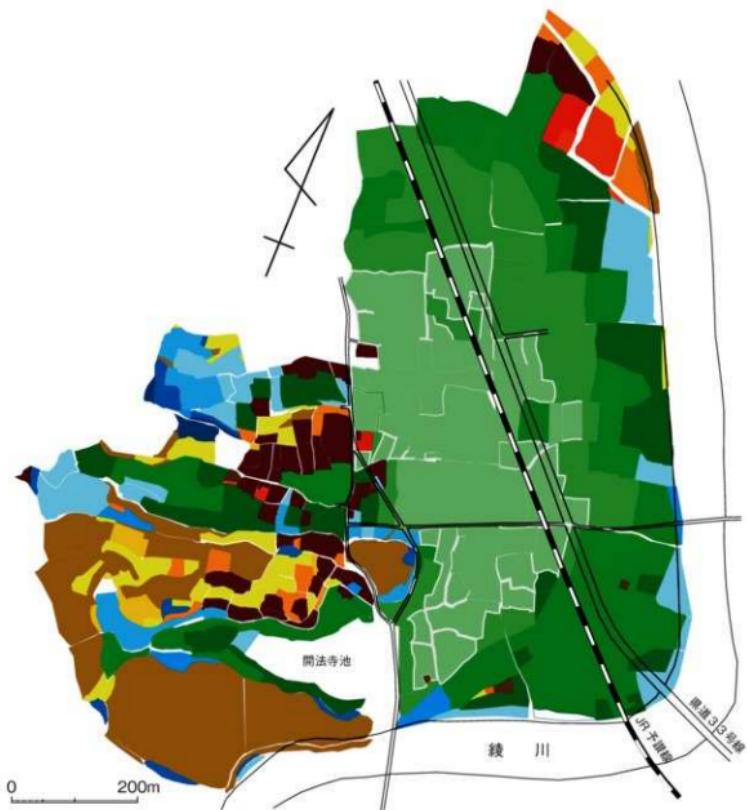


図2 府中町本村地区 地目・地位等級図（地押調査更正図による）

標高測量

水田等の造成以前の地形を復原するために、府中町本村地区の水田1筆毎の標高を測量した。当初は、香川大学工学部との連携によって VRS - RTK - GPS という簡便な手法により測量を行う計画であったが、機器の不具合のため利用できることとなつたため、急速オートレベルを用いて測量を実施した。

国土地理院が管理する水準点は、当地域では 350（府中町 763-1, 37.4044 m）と 351（加茂町 488, 10.5368 m）が知られている。このほか県史跡開法寺塔跡内に打ち込まれている杭の標高も知られているため、これら 3 点を結んだ経路上に仮の BM を設置し、仮の BM を起点と終点として周辺水田の標高を測量した。なお、水田標高は 1 筆の水田が水平であるという仮定で、いずれか 1 点で代表させている。

得られた標高データをもとに、10cm 間隔の等高線図の作成を始めたが、本村地区の西半分は相対的に傾斜が急となり等高線間隔が密になること、また、この付近は矩形に造成された地盤が多いけれども、等高線図が標高間を割り込んで引くことから、造成によって生じた明瞭な段差がかえって不明瞭になることが懸念された。このため、50cm 間隔の等高線図で土地の起伏を表現するとともに、標高差をグラデーション状に配色した色分け図を作成した。しかしながら、100m 四方程度の敷地を平坦に造成したような形跡は西半分には認められない。また、両図を見ると、南側に比高 2 ~ 3m の傾斜が急変するラインがある。このラインの北側延長は不明瞭であるが、図の北側でも比高 1m 程度の傾斜急変ラインが把握される。また、このラインの下側に沿って谷状に等高線の窪みが認められ、旧河道が存在していることがわかる。図の中央付近で段差が不明瞭になるのは、西側の山麓からの堆積物の供給と河川の凹岸部（滑走斜面）にあたり、寄州が形成されていることが原因ではないかと考えている。

地割調査

国府跡の研究を進めるうえで、地割の詳細な分析は不可欠な視点である。本村地区に見られる方格の地割には条里地割の坪界線に合致しているものと合致していないものがあることが知られている（註）。条里地割が広範に広がっている加茂町・神谷町・林田町の調査が次年度以降となるため、今年度は都市計画図上で条里地割の坪界線と考えられるものを抽出し、条里地割を復原し、本村地区の地割との関連について今後の検討の着眼点の抽出を目指した。

図 6 は、空中写真判読と都市計画図の読図によって抽出した条里地割の坪界線に 109m と 110m のメッシュをかぶせ、歪みやずれが最も小さくなると考えられる位置や方向を探した。この結果、110m メッシュの方がより適合すると判断した。しかし、東西方向の坪界線はある程度合（註）例えば、金田章裕『古代景観史の探求－宮都・国府・地割』吉川弘文館 2002 年、木下良『国府 その変遷を主として』教育社歴史新書 1988 年等



図3 加茂・林田・高屋・神谷町 地目・地位等級図（土地地勢地図による）

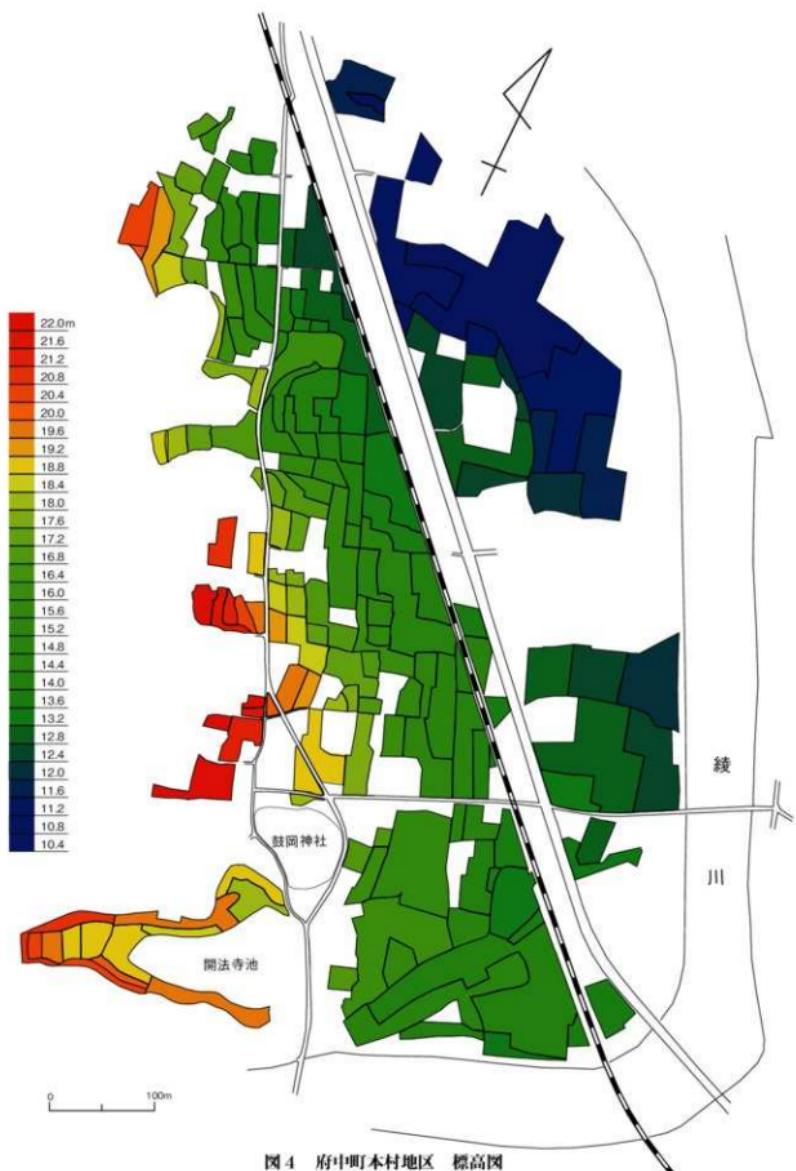


図4 府中町本村地区 標高図



図5 府中町本村地区 50cm等高線図

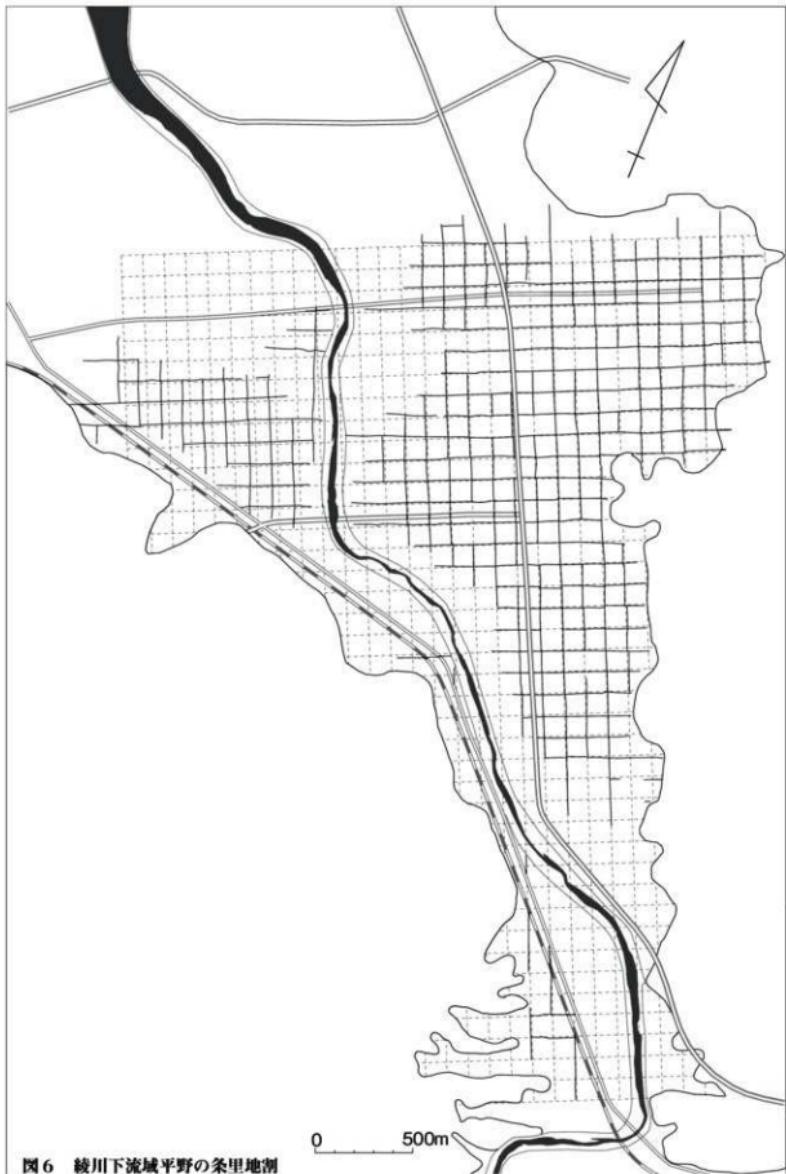


図6 綾川下流域平野の条里地割



写真1 加茂町付近の空中写真（国土地理院 1962年撮影）

致してくるものの、南北線は、現在の綾川の流路をはさんで東と西で食い違いが生じる。

本村地区の条里地割は、林田町や西庄町における条里地割と比べると綾川右岸の条里地割と合致するようである。以上の条里地割について、坪付を復原できる関連地名は現在のところきわめて少なく、坪付の復原案は複数ある（註）。次年度以降の地名調査が期待される。

水利調査

1. 綾川下流域平野の利水状況の概要

図7は、経済企画庁が1968年に作成した一級河川利水現況図をもとに作成したもので、綾川下流域平野は河川灌漑を主体とする地域であることがわかる。これは、香川県内の多くの地域が溜池灌漑を主体とすることに比べ、特徴的な地域となっている。さらに、城山橋付近に設けられる鴨（右岸・灌漑面積105ha）と呼ばれる樋管から下流に、三ヶ庄（右岸・灌漑面積162ha）、民部（右岸・灌漑面積126ha）、本条（左岸・101ha）等の樋管によって取水している。これらは、灌漑面積が100haを越える大型のものが多いことが特徴である。取水施設の構造については、現地調査と聞き取り調査が不十分なため不明な点があるが、1962年撮影の空中写真判読では小規模な堰堤が河川を横断しているものと、堤外地に堤で開繞された樋管を設け取水しているものがある。後者は取水施設の構造としては珍しいものと思われ、島根県斐伊川に見られる取水施設と類似するものと思われる。今後の検討課題である。

2. 四手池用水

府中町本村地区は、四手池という溜池の灌漑範囲に含まれる。四手池は、坂出市府中町横山

(註) 出石一雄「讃岐の古代中心地域における条里と国府」『五色台の自然 - 1 -』香川県自然科学館 1974年、日野尚志「南海道の駅路 - 阿波・讃岐・伊予・土佐四国の場合 - 」『村落の歴史地理 - 再び歴史地理学の本質と方法 - 歴史地理学紀要 20』1978年ほか

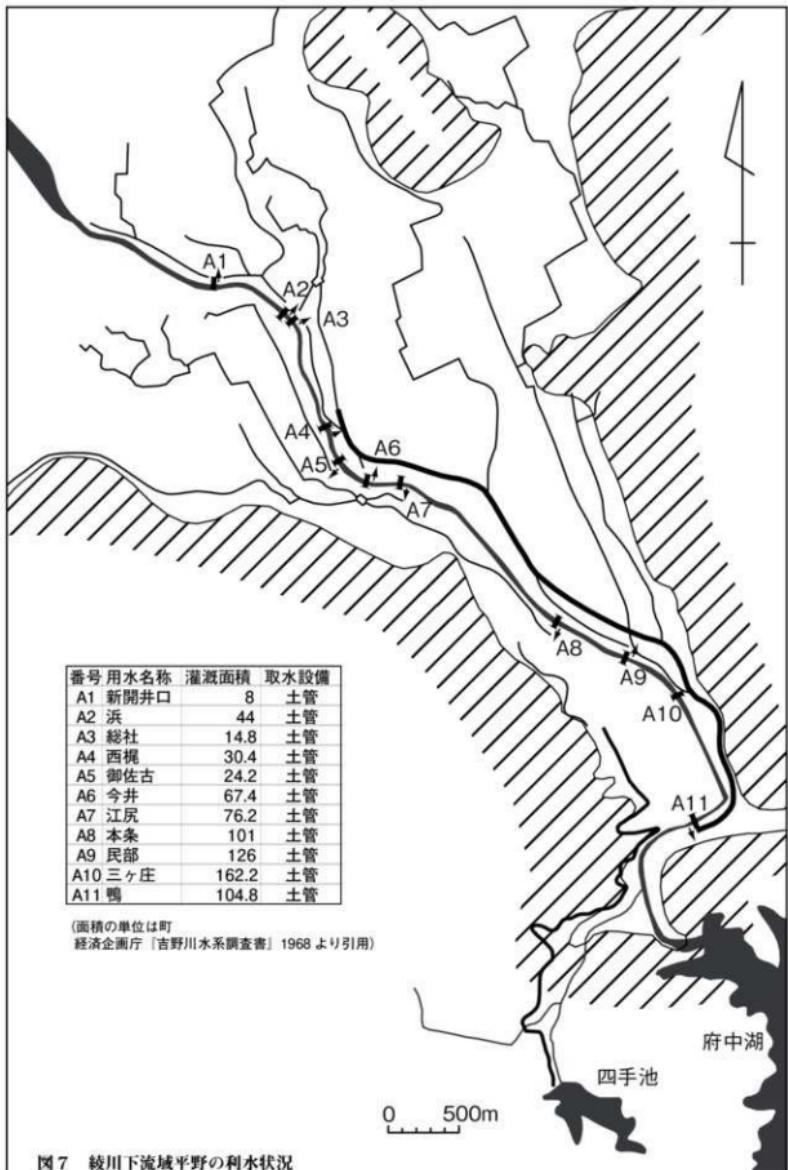


図7 綾川下流域平野の利水状況

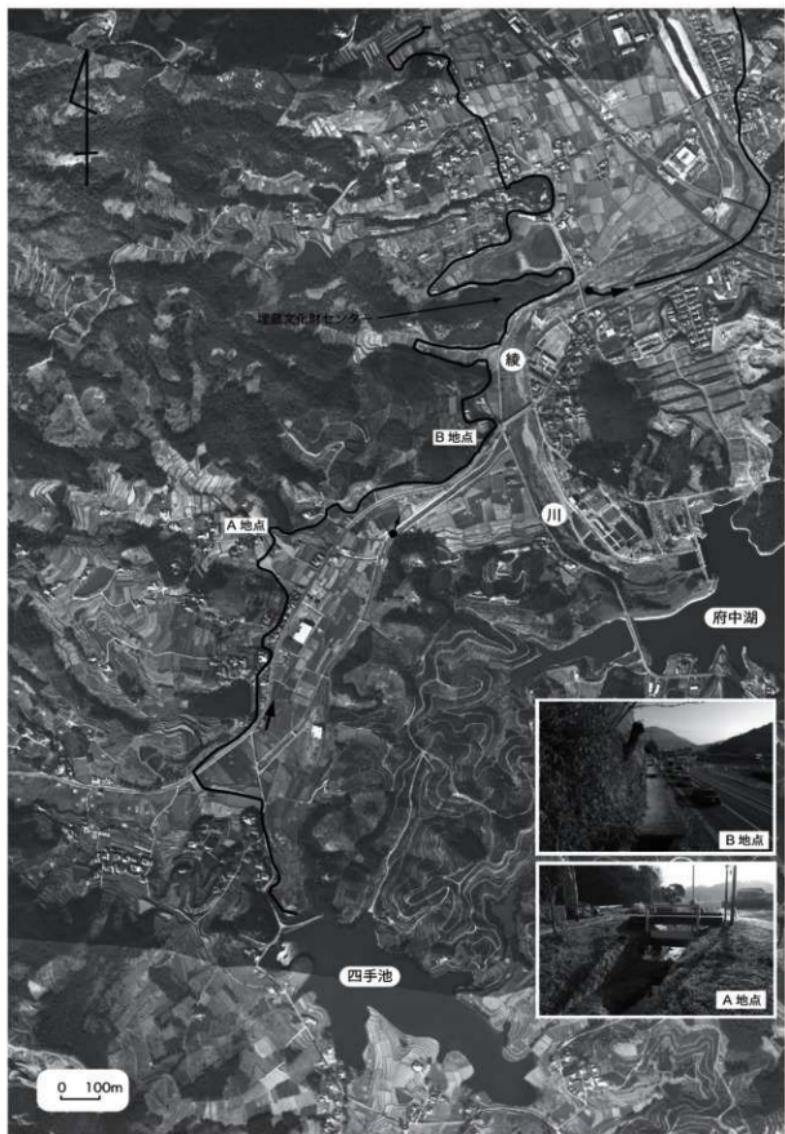


図8 四手池用水経路図

(国土地理院 1974年撮影)



図9 府中町本村地区 溝排水状況図

に所在する池敷面積 140.862m²、貯水量 418.540m³、灌漑面積 90 町（香川県農林部調査）の溜池である。堰堤上の石碑には寛永年間に矢延彦六により築造されたと記されているけれども詳細はわからない。

四手池からの用水は、四手池の構築された谷の西側丘陵の裾に沿って北流し、四手川の形成した谷をやや西に迂回して横断し、四手川の谷と城山山麓との傾斜変換線に沿って東北方向に流れている。綾川と丘陵が接する地点や埋蔵文化財センターが所在する丘陵では、丘陵の急斜面の岩盤を穿って水路を掘っており、開法寺池の所在する谷は、谷奥まで水路を回している。さらに鼓岡神社の所在する丘陵裾を回り、南谷、北谷の出口付近を北流し、現在は府中町 5467 付近から東流している。もとは、この北東側一帯も四手池用水の灌漑範囲であったが、供給が十分でないため府中町弘法寺に所在する宮池を嵩上げし、府中町 5379 付近から揚水機によって宮池に揚水している。なお、本村地区の段丘崖下の水田は、四手池用水の余水のほか、四手川に設けた井堰から取水する用水によって灌漑されている。

四手池用水は、用水路の経路上で四手川や遙田川といった溪流を横断している。通常、このような溪流は、用水路設置以前に水利権を有していることが多く、新たに用水を設置する場合は、サイホンや樋によって横断する場合が多い。しかし、四手池用水の場合は、用水路を溪流に合流させ、合流点に井堰を設けて溪流の水流も合わせて導水している（図 8 写真 A 地点の溪流護岸に見える穴が用水口である）。このことから四手池用水は、府中村全体といった広い地域を対象に総合的に開発されたことが推定できる。なお、丘陵の岩盤を穿ったり、谷奥に回りこんで水路を設置しているが、最も高標高は鼓岡神社北側付近であり、ここに導水することを前提に水路を計画していると考えられる。この付近に近世には庄屋の在所があったことが知られるから（第 3 章第 1 節参照）、四手池用水の開発の主体を想定することができる。

3. 府中町本村地区の取排水状況の調査

田植え直後の 7 月に、府中町本村地区の水田の取排水状況の調査を行った。現在の地籍図に用水路による取水か畦越による取水かの区別をしながら取水地点と排水地点を記入していく作業をおこなったのが図 9 である。この図をもとに、水路に設置された井堰によって用水をどう配るのか、その優先順位等はあるのかといった点について、水利関係者に伺い、水利慣行を明らかにすることを計画したが、時間の都合で 21 年度は行っていない。

微地形分類予察図の作成

以上の地形調査の成果を踏まえて、地形分類予察図を作成した。対象地域は、北は瀬戸内海に面し、東・南・西は山地・丘陵に囲まれた綾川が形成した沖積平野であるけれども、今年度は府中町本村地区周辺を中心としている。

綾川下流域平野は、西の土器川や東の香東川が緩傾斜の扇状地を形成しているのに対し、扇

状地が見られない。その理由は、綾川の流路はかつて綾川町羽床から西流し丸亀市飯山町方面へ流下していたものが、河川争奪によって現在の流路となつたために堆積が新しいこと（註1）、阿讚山脈中における集水面積が相対的に狭いこと、洪積段丘中を流れる区間が長いこと等を考えられる。なお、綾川の河川争奪の年代は更新世のことと推定されている。

綾川下流域平野の基点となる府中町石井の標高は13mで、河口までの直線距離が約6100mであるから、平均2.1%の傾斜ということになり極めて低平で、三角州としての特徴を示している。府中町本村地区は、三角州起源の沖積面と山麓の斜面等からなる。現段階では5つの地形面に分類している。以下に概要を記す。

1. 山地・丘陵

西方は城山山地、東方は五色台山地、南方は鷺ノ山山地と横山山地の東に広がる横山山麓丘陵に画されている（地域区分は、土地条件調査報告書による（註2））。標高462mの城山の山頂部は広い平坦面を持ち、讃岐に特徴的なメサの典型例である。標高160m以上は、尾根や谷が不明瞭な急斜面であり、160m以下では相対的に緩斜面となり尾根筋や谷筋が明瞭となる。

2. 麓前面Ⅰ

山塊の麓に付着し、山塊からの崩落物が堆積する地形面である。城山東麓について見ると、府中町本村地区では谷筋に見られるが、北方の弘法寺地区等では山麓部に広範に広がっている。2万5千分の1土地条件図「丸亀」では、この地形面を扇状地・土石流堆・段丘面等に細分しているが、堆積物に関する情報がほとんどないため、今のところ一括して把握している。

3. 麓前面Ⅱ

麓前面Ⅱは、重力によって堆積した麓前面Ⅰの堆積物が流水によって運搬され、その前面に再堆積した地形面である。この地形面上で行われた平成21年度の試掘調査では、粗砂や小礫を主体とするルーズな砂礫層が見られ、この見方を裏付けるものである。形態的に扇状地等の特徴を示さないため麓前面Ⅱと呼称する。大半が水田として土地利用されている。

4. 沖積面

麓前面Ⅱと後述する段丘崖の間には、傾斜変換線があり平坦面が広がっている。府中町本村地区では狭小な範囲にしか見られないが、加茂町では広範囲に広がる。三角州性の堆積物となると思われる。

5. 泥濁原面

綾川の下刻作用によって形成された地形面である。沖積面、麓前面Ⅱとは比高2m内外の段丘崖で画されている。揚水ポンプ場建設の際の観察（聞き取り）や河川改修工事の掘削現場の

（註1）高桑礼「堤山附近の河谷地形」『香川大学学芸学部研究報告』1953年

（註2）国土地理院『土地条件調査報告書（高松地区）』1986年



図10 府中町本村地区 微地形分類予察図

観察、小地名から、氾濫原面は人頭大の礫より小さい砂礫が堆積していると推定される。氾濫原面には段丘崖に沿って旧河道が認められるほか、北側に自然堤防状の微高地が認められる。

瀬戸内海東部の沿岸地域の地形環境を調査分析した高橋学氏によると、河川沿岸にはこのような段丘崖が形成されており、形成年代は弥生時代前期末頃と古代末のものがあること、高松平野をはじめ香川県では古代末のものが見られ、いまのところ弥生時代前期末のものは確認されていないことが指摘されている（註）。

当該地区の段丘崖の形成年代を検討する資料は少ないが、氾濫原面に条里に関わる地割が認められないこと、段丘崖上の地形面の条里地割の方向と合致する用水路のなかに下刻されたものが認められること、開法寺塔跡の位置から考えて、開法寺の伽藍の南側は側刻を受けている可能性があることの3点から古代末に形成された可能性が高い。とりわけ、加茂町には氾濫原面から接続する条里地割の坪界線に合致する用水路に、下刻されて長区間にわたり排水路としてしか機能しないものがある。これに直角方向に流入する用水路のなかにも下刻されているものがあるから、氾濫原面の形成年代は、条里以後であることを示すものとして注目される。

（木下晴一）

（註）高橋学「高松平野の地形環境－弘福寺領山田郡田園比定地付近の微地形環境を中心に－」高松市教育委員会『讃岐国弘福寺領の調査 弘福寺領讃岐国山田郡田園調査報告書』1992年

第2節 平成22年度の調査

概要

調査は平成22年5月～平成23年3月の期間のうち7か月間、水曜・土曜日の週2日間を基本にボランティア調査員とともに、坂出市加茂町をメインフィールドとして活動した。ボランティア調査員の出席状況によって、地形・地名調査を同時に行ったり、いずれか片方のみを実施したりという変則的な調査の実施となつたが、両調査を合わせた述べ調査日数は71日、ボランティア調査員の述べ参加数は約530名を数える。

地形調査は水田標高測量調査・水利慣行調査・地籍図の地目と地位等級分析調査を主な柱として、他にも条里地割調査・空中写真判読・明治時代初めの徑溝調査を行っている。

平均年齢の高いボランティア調査員の体力等にも配慮し、梅雨・暑夏の時期は地籍図の分析調査等の屋内作業を行い、春から初夏、秋の時期に屋外調査を実施した。屋外作業の主体となった水田標高測量調査は、平成21年度の府中町本村地区と違い、加茂町内だけとはいいうものの広範囲にわたることから作業は一部発掘調査後の3月にまでズレ込んだが、加茂町南端部（仏順地区）以外の部分の測量を終えることができた。水利慣行調査は3人ほどの小グループを複数構成するなどしたこともあってか、順調に進み、概ね秋までで取排水の状況の確認を終えた。地籍図の分析調査は平成21年度に加茂町・林田町まで終えていたこともあり、今年度は神谷町・高屋町（の一部）の分析を徑溝調査と合わせて実施している。

条里地割調査はボランティア調査員の自主的活動として行い、空中写真判読は調査員が行い、水田標高調査の図化時にその成果を取り込んでいる。

成果

水田標高測量調査

水田1筆ごとの標高を測定し、その測量値に基づいて10cm間隔の等高線を引き、水田が造成される以前の旧地形の復元を試みた。測量にはオートレベルを用いたアナログ的な手法をとったのは平成21年度と同様である。国土地理院の設置した水準点のうち、加茂町内に立地する西鶴神社境内(351)と、北に接する林田町内の白峰中学校構内(021045A)にある2点を結んだ経路上に複数の仮のベンチマークを設定し、それを起点と終点として東西方向に往復しながら測量を続け、それを北へと繰り返すことで全体の測量を行った。

調査の結果、現在の綾川と五色台山塊に挟まれた部分に



写真2 標高測量調査風景

は、複数の旧河道の痕跡と埋没している複数の微高地の存在を推定することができた。旧河道はいずれも概ね南東方向から北西方向に向かって流下するもので、地形の傾斜方向と合致するものである。その中で、加茂町の中央部に復元できた1条の旧河道は途中で大きく東に振れた後、西に方向を転じて大きな弧を描いている。他の旧河道の上面にはすべて現在の方格地割が残されているのに対して、この1条だけは方格地割を崩した、細い水路となって地形にその姿を留めているという特徴がある。これは近世以降に幾度か起こった、綾川堤防の決壩による加茂町一帯への浸水時に、微低地であったかつての旧河道部分を再びえぐるように水が流れた痕跡だと考えられる。

また、当初は五色台山塊の西の麓に存在する方格地割と一致した方向を有した直線的で幅の広い1条の用水路を、かつての旧河道を人工的に直線的に整えた可能性があると考えていたが、等高線からは旧河道の存在は読み取ることができず、河道の利用は想定できないこととなった。ただし、この用水路に直交する水路の際が下刻されている箇所がうかがえる部分もあることから、方格地割の溝の1つに水が集中した（あるいは集中するようにされた？）結果、他の溝よ

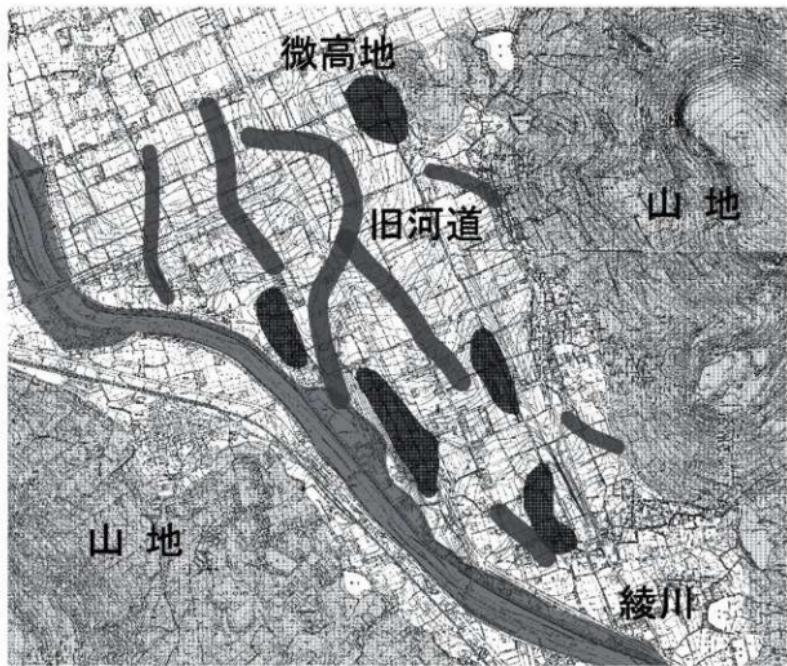


図11 加茂町の旧地形復元図

りも深く幅広くなつて現在に至つたものと考えられる。したがつて、この溝が選ばれた理由は判明しないものの、集中的に人の手が加わっている可能性は残つてゐるといえよう。

微高地は加茂町の中央部から南寄りで4つ、北寄りで1つを推定することができた。微高地は安定した土地であり、古代以前の埋蔵文化財包蔵地が立地する可能性が高いものと考えられる。中世以降は灌漑の発達によつて、微高地以外の部分も居住域として土地利用されたことが想定される。

水利慣行調査

平成21年度の利水状況の報告にもあるとおり、綾川下流域の綾北平野は、綾川による河川灌漑が主体となる地域である。調査対象とした加茂町を見てみると、五色台山塊麓に溜池が点在する程度で、平野部に溜池は見られない。溜池灌漑が行われているのは加茂町の南端部（仏願地区）であり、この地域の土地開発が後發した可能性を示唆している。

坂出市府中町で綾川に架かる城山橋の東方付近で、綾川の右岸側に取水する鴨樋管をはじめとする、三ヶ庄・民部樋管によって加茂町の河川灌漑が行われている。

加茂町内の水田すべてについて、1筆単位で取排水の状況を調査した。水口の位置を確認し、用水路からの取水であるのか、畦越に行う取水であるのかを判別しながら取水・排水地点を都市計画図に記入していく作業を行つた。ただ、その際に、都市計画図に表現されないような小型の用水路の位置を図に入れなかつたため、現時点では、取排水からの水利慣行による小地域のまとまりの抽出等については確認できていない。水利関係者からの聞き取りなどを行い、それを行うことが今後に残した課題である。

地籍図の分析調査

香川県において、土地1筆ごとに地目や面積、所有者等の情報を記した地図である地籍図は明治前期（明治8年ころ）に作成された壬申地券地引絵図（以下、壬申図と呼称）が遺存していることが多い。

平成22年度に讃岐国府跡探索事業の主なフィールドとした加茂町をはじめとする周辺の諸町についても、壬申図等が各地域の出張所に保管されていることが知られていた。

平成21年度には府中町を中心とした坂出市東部地域について、地籍図の所在確認を行つた。そのうち府中町・加茂町・林田町については、地籍図原本の調査を行い、さらに壬申図等に示された水田や畠地等の地目と、それぞれの地位等級の分析調査を行つてゐる。

平成22年度は、前年度の調査で所在を確認していた、神谷町と高屋町の壬申図について原本の調査を行い、さらに地位等級の分析調査を実施した。その結果を平成21年度の成果に追加することで、綾川右岸地域については、加茂町の一部（旧鴨村部分で欠損していた3図分）を除いて、

地目地位等級の分析は完了したことになる。

綾川右岸地域の地目・地位等級分析の成果については、平成 21 年度に地形面の大別からの概要が示されているので、それをご覧いただきたい。

平成 22 年度の調査部分を中心に見てみると、加茂町南部・西部、林田町南東部、神谷町西部から高屋町南部には上々田が点在しており、その周辺には上田や中田が存在している。これらに挟まれた部分には等級の低い下田、下々田の連なりが存在していることが見て取れる（図 12 B）。詳細に観察すると、南端部の加茂町では二股を呈し、高屋町では南東方向への突出部があり、これらは水田標高から導き出した旧河道が反映された可能性が高い。また、加茂町と林田町の境界に沿う形で北西方向への突出部があるが、この部分に旧河道の存在を推定することはでき

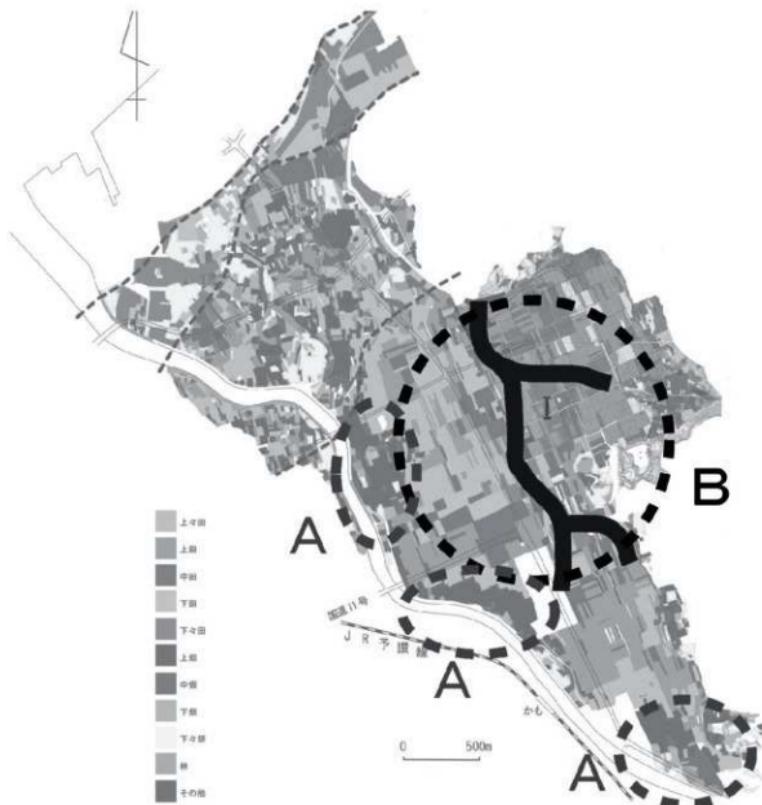


図 12 綾川右岸部分の地目・地位等級図の分析



図13 加茂町 10cm等高線図

ない。これは、地形を反映したものではなく、年貢徵収の単位である免内において各等級の比率が割り当てられてきたという歴史的・経済的な要因が地籍図に投影されたものと考えられる。

また、現在の綾川が蛇行・屈曲する部分の外側には上畑を中心としたまとまりがいくつか見られる（図 12 A）。これは綾川の氾濫によってもたらされた肥沃な砂質土が氾濫原に溜まつたもので、水田よりも畑作に適していたからであろう。加茂町南部では段丘崖の下位に堆積しているが、加茂町西部では明瞭な段丘崖は確認できないという違いがみられるのは、堆積時期に差があることを示唆しているようである。

地籍図の分析による土地条件からの微地形分類は、これ単体の成果を使用するのは資料的な限界もあって、不確定な要素が大きいが、地形の復元や地名の聞き取り調査などの成果と合わせることによって、より有効に使える可能性を持っていることが分かった。

その他の調査

径溝調査は地籍図の分析が終了した後、神谷町と高屋町の一部について実施した。地籍図に記載されている用水路や道路を拾い出し、それを現代の都市計画図に落とし込んで、比較検討を行った。当該地域は壬申団の作成された明治期から現代に至るまで、水路・道路の位置に大きな変化は見られないことは確認できたが、それ以外には顕著な成果は挙げられていない。ただ、道路には「巡見道」や「山北道」などの呼称が記載されているものもあり、特別視された道が含まれている点は、歴史復元に役立つ可能性がある。

条里地割調査は、加茂町・神谷町・高屋町・林田町といった綾川右岸地域は条里地割に由来する方格地割が明瞭に残る地域であることから、都市計画図をベースに、南北・東西の道路・水路が連続する部分を抽出して、条里地割の復元を試みている。この調査はボランティアの自主活動として実施しており、方格地割が部分的に妙な蛇行を示す部分が存在することや、坂出市府中町から林田町に至る近世には「馬さし大貫」と呼ばれた南北方向の道が加茂町を貫いていることなどを確認することができたが、全体をまとめるとこれまで至っていない。

まとめにかえて

ボランティア調査員とともに行った国府探索事業の中の地形・地名調査の中で、最も時間と労力を費やしたのは水田標高測量調査であった。この作業を実施しながら、対象としたフィールドを隅から隅まで歩き、自分の目で観察し、身体を使って感じることが、当該地の歴史復元を行う上で重要だということを再認識した。調査体制の弱さに起因する作業のもたつき・遅れによって、中途になってしまっている調査も残ってしまった。今後はこれらを完了させて、平成 21 年度や、平成 23・24 年度の成果と合わせて綾川下流域の歴史を考える資料に昇華させていくことが課題といえよう。（宮崎哲治）

第3章 地名調査の成果

第1節 平成21年度の調査

1. 概要

調査は平成21年6～10月の5ヶ月間実施した。平日は水・木曜日、休日は土ないし日曜日に調査日とし、延調査日数は43日を数える。調査はボランティア調査員(通称「ミスティーハンター」)が主となり、聞き取り調査と文献資料の調査の2本立てで行った。ボランティア調査員の調査への総参加人数は88名を数える。

聞き取り調査は地域住民から小字名、通称地名、伝承、慣習、屋号等を聞き取ることを目的とし、調査項目を網羅したカードを作成し(図14)、それに記載する方法を取った。当初、調査範囲は坂出市府中町と加茂町南部を対象として実施する予定であったが、時間的制約等もあり、結果的には府中町本村が調査の中心となり、必要に応じて周辺地域の調査を実施した。

文献資料の調査はボランティア調査員の自主的調査活動として実施し、「菅家文草」、「白峯寺縁起」、「讚岐国名勝団会」などの既に活字化された資料からの古地名抽出を中心に行ったが、江戸期の検地帳の存在が判明した以降は、その解読と分析を主とした。

2. 成果

聞き取り調査1(地名) 明治末～大正期の研究によって讃岐国府に関連する地名が数多く採集されているが(註1)、今回の聞き取り調査でも、表2・図15が示すように、ヒヤクブ(百分)、ショウソウ(正惣・正倉)、カキノウチ(垣の内)、セイリュウ(青竜)を除く、過去の調査で採集された国府関連地名と崇徳上皇に縁のある地名及びその由来を再度採集することができた。さらに、由来は不明であるが、これまで知られていないオンニヤクという地名も採集でき、未知の地名がさらに存在する可能性を確認した。

一方、宅地や田1筆ごとの呼び名については使用されていない場合が多く、採集した通称地名は二十数例に留まる(図15)。形状や規模に由来するオゼマチ、サンセモン、サンタンジ、ナガテ、所在する場所に由来するヨツカド、ハシデ、セド、アンノマエ、旧状を示唆するイモジ、センコウヤシキといった通称地名を採集した。このうち、セドは背戸という字を当て、何らかの施設の裏手と推測することもできるが、隣接するセイドウ地名の短縮形とも考えられ、後述するように国府を考える上では留意すべき通称地名となる。

他の採集地名として、土地の起伏を示す地名がある(図15)。ミナミガラ、ヒガシガラ、クボ、クボチ、カワノハタはいずれも綾川沿いの段丘崖下に広がる低地を呼称した地名で、南川原、東川原、窪(久保)、窪地(窪内)、川の端という文字が推測できる。また、オオマチの周辺には安定地形に由来するタカバタケ地名が採集でき、高畠という文字が推測できる。

字については府中町ではおおむね500m四方の範囲の広がりを有する地域共同体の単位として使用されており、本村上所、本村下所、本村中所、北谷、南谷、西山、石井、新宮、綾坂と

といった呼称がなされ、多くは現在まで踏襲された字名である。他地域では大字の概念にはほぼ相当し、1町ごとといった比較的狭く、限定的な範囲を呼称した小字に相当するものは採集できなかつた。なお、これらの字名は明治期以降のもので、後述する文化2(1805)年の検地帳では本村上所・下所・中所、北谷、南谷は本村で一括される。

聞き取り調査2(檀那寺) 今回の聞き取り調査では地域住民との対話から地名だけではなく、様々な情報を収集したが、その一つが檀那寺である(註2)。悉皆調査ではないが、府中町本村とその周辺部では徳清寺を檀那寺とする家が多く、次いで正蓮寺、蓮光寺が一定量を占め、ごく一部に眞光寺、薬師院等を認める(註3)。各寺院の概要は次のとおりである。徳清寺は高松市国分寺町国分に所在する真宗寺院で、寺伝では元文2(1737)年に神崎池(高松市国分寺町国分)の東から現位置へ移転したが、以前は讃岐府中にあり、さらにその故地は安芸にあったと伝えられる。正蓮寺は坂出市加茂町鴨庄に所在する真宗寺院で、「御領分中寺々由来」に永正年中(1504-21)に建立されたと記載される。蓮光寺は高松市国分町国分に所在する真宗寺院で、「御領分中寺々由来」に寛文18(1590)年に建立されたと記載される。眞光寺は丸亀市御供所町に所在する真言宗寺院で、寺伝では開祖弘法大師により丸亀市綾歌町岡田に創建されたが、坂出市御供所町へ移転した後、丸亀城築城に際して鬼門の方角に当たる現在地に再度移転したと伝えられる。本尊は崇徳上皇配流の際、沖合に光明を放って出現した千手觀音像で、坂出市御供所町は上皇の付き人が定着した地とされる。薬師院は坂出市林田町西梶に所在する真言宗寺院で、「御領分中寺々由来」に弘仁年中(810-824)に弘法大師が建立したと記される。白峰宮の別当寺である摩尼珠院の末寺で、崇徳上皇との関連が指摘される。

このうち、安芸から移転してきた可能性が高い徳清寺と崇徳上皇との関連を示す眞光寺、薬師院は興味深い。徳清寺を考える上で留意すべきは府中町本村の吉川(きっかわ)氏の存在である。聞き取り調査では吉川氏は江戸期の大庄屋であり、高松藩の馬術の指南役を務めたと伝承される。さらに、その出自は毛利元就の筆頭家老であった吉川氏とも伝えられる。天正期の長宗我部氏による讃岐侵攻に際し、秀吉は毛利氏にその討伐を命じ、吉川元長と小早川隆景の両軍勢が讃岐に入ったという史実を考慮すると、吉川氏はこの動きに連動しておそらくは菩提寺であった徳清寺とともに讃岐に移住したという推測が可能となる。さらに、吉川氏旧宅の周辺には「吉川四人組」と呼ばれる4軒の旧家も所在することから、吉川氏は家臣団とともに讃岐に入り、土着化・帰農化したとも考えられよう(註4)。府中町本村の主な水掛りは城山山裾に築かれた谷池と府中町本村からは2km以上も離れた四手池を取水源とした用水路(四手池用水)である。後者は大規模な土木工事と様々な工夫によって複数の谷を越えた流水を可能にしたもので、おそらくは中世末～近世の開削が想定できる。相当無理のある導水路の開削は耕地開発の遅れた当地の状況を示すものであり、隣接する綾川の水利権は古くから開発が進展していた綾川下流域が所有していたと

いう背景を看取することもできる。さらに、共時性を最大限評価すると、用水路開削とその前提となる大規模な耕地開発は、吉川氏とその家臣団の移住に伴う結果ではないかという推測も暴論とは言えないのではないかろうか。なお、吉川氏の宅地は城山山裾から細長く延びる丘陵の先端部に位置し、本村では最も安定した場所となる。そこから見て南に南谷集落、北に北谷集落、西に西山集落が展開し、前面には本村が広がっており、その中心に吉川氏の居住地が所在する意義は小さくない。

一方、真光寺の檀家は石井集落で2軒、逆田集落で1軒確認できる。石井での聞き取り調査では、その家柄は崇徳上皇の付き人であったと伝承されている。さらに、真光寺での聞き取り調査では、檀家には七座・九座・治郎座・九郎座という姓があり、いずれも崇徳上皇の付き人を務め（「侍人」と呼称）、客殿における座席に由来してこうした姓を名乗ったと伝えられる。おそらくは中世の宮座制に由来するものが、いずれかの時期に崇徳上皇の逸話を地元で支えつつ、その由緒に依拠しようとする動きが付加された結果と考えられる。さらに、これら侍人の家柄は氏子ではないにも係わらず白峰宮の祭礼における神輿の担ぎ手を世襲的に務め、その神輿を決して氏子には担がせることはない。同宮は崇徳上皇との縁が深い神社として知られており、真光寺におけるあり方とともに、その由緒に依拠して地域内での優位性を高めようとした動向を垣間見ることができる。同じく、聞き取り調査では薬師院を檀那寺とする本村の家柄も崇徳上皇の付き人であった一族と伝承されている。薬師院は白峰宮別当寺の摩尼珠院の末寺であり、真光寺や白峰宮の祭礼と同じく、崇徳上皇の由緒を必要とした状況を推測することができよう。寺院の創建時期、宗派、所在地等の関係から、海浜部に真言宗寺院が比較的早い段階に進出し、崇徳上皇との関係を強調しつつ勢力を展開していくたのに対し、中世後半になって真宗寺院が府中町周辺の内陸部に進出してきた、もしくは内陸部への新勢力（真宗寺院）の進出に対する手段として、海浜部の旧勢力（真言宗寺院）が崇徳上皇との関係を強めていったという動きを推測することができる。また、府中町における徳清寺の檀家の広がりとは対照的に、真言宗寺院の檀家は面的な広がりを持たず、散在的に分布しており、中世後半期から近世初頭にかけてモザイク的かつ段階的に定住が進行した状況を復元することができる。

以上、かなりの推論を重ねつつ檀那寺から見た府中町の歴史の復元を試みた。主題である讃岐国府からは逸脱するが、聞き取り調査における話者の成り立ちを考える上では留意すべき問題であり、より多角的な視点での検討が今後の課題となる。

文献資料の調査 活字化された文献資料については既に詳細な報告がなされているため（大山2010）、ここでは地名の聞き取り調査に深く関連する江戸期の検地帳の内容について報告する。

検地帳には田1筆ごとの等級、規模、所有者（名請人）、水掛に加え、各田の通称地名も明記される（註5）。明治期の地籍図（壬申地券千引絵図や地租改正地引絵図）が遺存しないため、現

地番との突合はできないが、江戸期の通称地名が分かるとともに、聞き取り調査では採集できなかった未知の地名を抽出することができる。

新興田を除く本村の古地名を検地帳への表記どおり、順番に抽出すると以下のようになる。

屋敷ノ前、王子下、まとは、谷免さかい×2、上谷、鼓岡、かきの内、道西添×3、坊、道添、屋敷ノ前、屋敷、屋敷ノ内、海宝寺池堤下、御供田、堤下、川ふち、台目崎川ふち、南川原、尾崎川中、南川原道添、川添×3、川原×2、川中×5、道東下、岸下、窪古屋敷、道下、窪、井手添、川北、川中、道下、坊屋敷、道東添、藏ノ前道東添、井手上、道北、藏西添、藏北添、一畝まち成、道東添×3、井手添、道西添、天神北、帳継、川中×5、大町、井手添×2、池田、道添、□道東添、百分、窪田、大木下、川中、大ヶ口、川、窪内、あんたい、道添、鶴向、道東添、道添、川添、畔田、池田、弘法寺、池尻、井手上、井手下×2、井手上、池尻、井手下、御領岸上、池田、ほうし道下、道下、道添、岸下、御領、正佛、高畠、池田、正佛、御領、道下×2、近元、道添×7、屋敷、岸ノ上、井手ノ上、山谷北(免?)さかい、近元屋敷、北谷屋敷、屋敷、屋敷内、屋敷×3、屋敷内、屋敷×3、前場、屋敷、藪添、本村やしき、屋敷×26、屋敷内、屋敷×10、西かくち、王子ノ西、まとは、道下×3

(×数字は記載される回数を示す)

聞き取り調査や過去の調査との位置関係を考慮すると、おおむね現開法寺付近から(前述した吉川氏旧宅前)、開法寺池周辺を経由して、綾川に沿って北へ向かい、綾川新橋付近を北限として宮池周辺に至り、そこから東へ折れて一端完結し、再び北谷集落から始まり、南谷集落を経由して、現開法寺の西側付近へと至る順序で記載されているものと思われる。

採集地名と比較すると、今回の聞き取り調査で採集した地名として、まとは、南川原、窪、藏ノ前、天神、帳継、大町、池田、窪内、あんたい、池尻、高畠、今回の調査では未採集であるが、過去の調査で採集された地名として、かきの内、百分、これまで採集されていない新規の地名として西かくち、正佛などが挙げられ、少なくとも文化2(1805)年に遺存ないし使用されていた通称地名として注目できる。一方、採集地名にも係わらず検地帳には記載されない地名として、インニヤク(印鑑)、ジョウツギ(状次)、ショウソウ(正惣・正倉)、セイドウ(聖堂)、セイリュウ(青竜)がある。検地帳に記載される地名は田一筆ごとの通称地名や小字的性格を有する地名と考えられ、これらの地名はこうした性格の地名ではない可能性や文化2年以降に発生した地名等の要因が想定できるが、次節ではそれに触れつつ、地名調査成果をまとめたい。

ここでは本村の検地帳から看取できる文化2年の状況のうち、屋敷、道、新興田、かきの内について整理しておきたい。まず、屋敷であるが、その表記内容は固有名詞を付した表記(○○屋敷)、屋敷のみの表記、屋敷ノ内、屋敷ノ前の4つに大別できる。固有名詞では窪古屋敷、坊屋敷、近元屋敷、北谷屋敷、本村やしきの5例、屋敷のみの表記は56例、屋敷ノ内は4例、屋敷ノ前は3例を数え、少なくとも61軒の屋敷が存在していたことが窺える。位置関係を推測すると、

屋敷の大多数は現在の南谷集落、北谷集落にはほぼ合致しており、文化2年から現在までの居住域に大きな変化はみられない。固有表記のある屋敷は窪古屋敷、坊屋敷が表探地名のクボ～ヒガシガラ、近元と北谷屋敷が北谷集落、本村やしきが南谷集落に所在する。本村やしきは吉川氏の旧宅の可能性が高く、字名と対応する南谷やしきではなく、本村やしきと表記する点は聞き取り調査から見た吉川氏の中核性と符号した内容を示す。また、明治期の字名は本村上所・中所・下所、南谷や北谷であるが、江戸期には一括して本村と呼称されている。

道については固有名称ではほうし道のみの記載に留まり、その他は道添や道下というように道のみの表記となる。検地帳は4冊で構成されるが、本村周辺部では固有名称を付した道表記を数多く認める。辻田上所では大道、額谷では小道、大道、往還、北八道、東道、新開道、横山では小道、四手打越瀧宮道、瀧宮道、上八道、綾坂では大道、往還、西山谷では小道、西福寺では小道、鴨入作では小道、新宮では大道、往還、勘定大道、下野原では小道、前谷上所では大道、国延大道、さと道、前谷下所では小道、大道、赤尾道、落合では大道、仮坂道と表記される。往還や大道表記の大多数は近世の街道をさすものと考えられるが、南海道に由来する可能性もあり、それを示すように推定南海道が縦断する額谷では往還表記が多く確認できる。

次に新興田についてその概要を述べる。本村における新興田は延宝2(1674)年が7例、元禄6(1693)年が1例、正徳5(1715)年が7例、享保6(1721)年が6例、明和3(1766)年が4例の記述があり、17世紀後半～18世紀にかけて小規模ながら継続的に耕地開発が行われた状況が復元できる。周辺集落でも同時期の新田開発はみられるが、その規模は本村よりやや大きく、山間部ほど遙くまで開発が行われていた状況が看取でき、逆に本村の開発は周辺より相対的に早くに行われていたと評価することもできる。

最後にかきの内について報告する。記載順序等からその範囲はおおむね鼓岡神社の東側一帯をさし、北端は本村を東西に走る道路、南端は現開法寺池付近であり、東はミナミガラ地名を含まない範囲となる。岡田は染垣の内側に由来した国序境内を想定するが(岡田1942)、かきの内のなかには坊という通称地名の記述もあり、本地名は開法寺の寺域の範囲に由来した地名の可能性を想定しておきたい。なお、かきの内の範囲内にはアンノマエと呼称される田の通称地名も採集できる。また、検地帳には現開法寺池を海宝寺池と表記しており、『菅家文草』に記される開法寺が現開法寺池の東に所在する開法寺遺跡である蓋然性は高いといえる。

石造物調査 調査対象地のほぼ全域を踏査するという聞き取り調査の利点を生かし、対象地内に分布する石造物の調査も実施した。当初は府中町本村を中心に調査を行ったが、加茂町鴨庄に所在する五夜ヶ岳岩屋寺を石切場とする石造物を数多く確認したため、同産地製の石造物分布がみられる綾川中・下流域についても調査を実施した(註6)。地名調査とは異なる手法、古代まで遡る石造物がない等、調査目的である讃岐国府跡の探索からは逸脱するものであるが、当地域の歴

史を考える上では注目すべき内容を示すため、ここで報告したい。

調査の結果、府中町内では 20 地点、綾川中・下流域では 13 地点で石造物の所在を確認した(図 16・表 4)。以下、その概要について報告する。まず、石材はわずかに花崗岩製品を認めるが、大多数は讃岐で産出される凝灰岩で製作されている。後者の産地としては、東奥(高松市国分寺町東奥)、五夜ヶ岳岩屋寺(坂出市加茂町)、神谷(坂出市神谷町)などを主な石切場とする「国分寺」に分類されるもの(松田 2005、以下石造物の産地分類は同書に依拠)、弥谷寺(三豊市三野町大見)、牛額寺奥の院(善通寺市碑殿町)などの弥谷山南麓を主要な石切場とする「天霧」、豊島(小豆郡土庄町)を石切場とする「豊島」、西教寺奥の院(さぬき市大川町富田東)、大串(さぬき市志度大串)などを石切場とする「火山」が挙げられる。正確な数値ではないが、綾川中・下流域における中世石造物の石材は地元の「国分寺」が 6 割弱、「天霧」が 3 割程度を占め、わずかに花崗岩と「豊島」、「火山」で産出された石材となる。大多数を占める「国分寺」の石材はその特徴や石造物種別から五夜ヶ岳岩屋寺で製作された可能性が高い。同石切場は洞窟状を呈する本堂周辺に方形の採掘痕跡や宝塔、石幢、五輪塔の未製品が確認でき、さらにその前面にもステップ状の地形がみられ、碎石規模が比較的大きな石切場であったと考えられる。

次に時期的な様相について、所在地や産地を踏まえつつ概観する。綾川中・下流域では数は少ないながらも鎌倉前期から中世石造物の樹立が確認できる。鎌倉～南北朝期の分布は白峰寺周辺における花崗岩・「火山」・「天霧」製石造物、綾川河口における「国分寺」製の石造物・花崗岩製石仏、坂出市加茂町周辺に点在する「国分寺」製石造物に大別できる。分布ないし造立の背景は白峰寺周辺では崇徳天皇陵や白峰寺などの中央との密接な関連、綾川河口では讃岐国府の外港である林田津における物資流通に携わる神社や梶取の存在ないし白峰寺周辺と同様の中央との関連、加茂町周辺では下鴨社領氏部荘の存在が考えられ、綾川左岸に所在する本坊の石造物も下鴨社領氏部荘との関連を想定したい。続く室町期にはこれまで石造物が確認できなかった地域にまで分布域が拡大するとともに、その数も激増する。産地別では「国分寺」製石造物が 8 割、「天霧」が 2 割弱を占め、わずかに「豊島」を 1 例、花崗岩製五輪塔と石仏を各 1 例認める(註 7)。種別は「国分寺」が五輪塔・宝塔・石幢、「天霧」が五輪塔・宝篋印塔・石幢(石燈籠)、「豊島」が五輪塔となる。分布域は綾川中・下流域のほぼ全面に展開しており、地域ごとに質・量とともに突出した中核的な存在を見出すことができる。中核は府中町では現開法寺からオンニヤク地名周辺、加茂町上氏部では八鉢神社、加茂町本鴨・鴨庄では西鴨神社とその脇に所在する入江墓地、(仮)本鴨集積地、神谷町では神谷神社、江尻町では広瀬神社、林田町では西梶の総社神社、高屋町では松井の春日神社となる。さらに、中核とした箇所では「国分寺」製の五輪塔+宝塔+石幢と「天霧」製五輪塔がセットとなる場合が多く、「国分寺」製石造物の確認例が綾川中・下流域や国分寺周辺に限定的である点、同時期の「天霧」製石造物の活発な流通状況に反してその確認例が稀薄な点等を考慮すると、生産地に近い立地条件に起因した入手の容易性に支えられな

がらも、背景には何らかの要因を想定することができる。織豊期～江戸期における状況については検討できていないが、「国分寺」製石造物が姿を消し、「天霧」の流通も衰退する一方、「豊島」製石造物が大勢を占めていく傾向にある。

以上、綾川中・下流域における石造物の様相について述べた。ここで検討すべきは、讃岐国府とも密接に関連する鎌倉～南北朝期における石造物分布の意義と室町期における石造物の造立主体者像であるが、石造物の分布域の中心が次年度以降の調査対象地となるため、ここでは府中町における石造物を考える上で注目すべき内容の提示と現時点での見通しを述べるに留めたい。第1は中核である現開法寺を除く確認箇所の多くで「国分寺」製の宝塔と石幢がセットとなり、五輪塔が欠落する点である。県下の多くの地域では石造物の中心は五輪塔であり、宝塔と石幢のセット関係での分布は特異な例といえる。第2は中核の一部をなす西山神社における「火山」製石造物と「天霧」製石幢(石燈籠)の存在である。「火山」製石造物は鎌倉期では数は多くはないものの県下全域に散在するが、南北朝期には激減し、以降は石切場に近い東讃地域内でのみ流通するといった動向を呈しており、種別や所属時期、来歴は不明ながら、「火山」製石造物が存在する意義は大きい。石燈籠は同タイプの事例が県下では3例のみの確認に留まり(丸亀市飯野町東分城宝寺・丸亀市飯山町川原・坂出市川津町伝城山長者之姫之墓)、量産型の既製品ではなく、おそらくは特別に発注して製作・入手されたものと考えられる。

提示した2点を含め、府中町本村周辺における石造物の分布は、当地域に石造物を造立した集団ないし人の存在を示すものであり、その造立主体者が問題となる。檀那寺から安芸吉川氏の移住の可能性について前述したが、石造物の年代観が示す時期とは齟齬が生じ、当地の前史が問題となる。文献資料では11世紀中葉に成立した留守所が鎌倉末期まで存続し、その後南北朝期には莊園として耕地化が進行した状況が復元でき(註8)、過去の発掘調査では鎌倉～南北朝期の集落は数多く確認されるが、室町期の集落は稀薄な状況を呈しており(香川県教育委員会1982)、おそらくは当該期に現集落と同じ場所への居住が進行したものと理解できる。文化2年段階ではほぼ現在の集落域と合致した状況は前述したとおりである。こうした状況を整理すると、南北朝期(14世紀中葉～末)の莊園成立後、在庁官人から系譜を引くであろうものが莊園領主層として当地域に居住し、室町期には惣村の成立とあいまって、モザイク状に現集落域への集住が始まり、中世後半期に小早川氏が居城を構える動き、中世末の吉川氏とその家臣團の集団移住などを経て、近世村、さらには現集落へと繋がるといった変遷が復元でき、室町期における石造物の造立は莊園成立後から吉川氏の移住までの間に段階的かつモザイク的に形成されていった集落が担ったものと考えられる。

3. 考察

採集地名 今回の聞き取り調査では過去の調査で採集された国府関連地名や崇徳上皇に縁のある地名や伝承とその由来を再確認したが、大多数は明治～大正期に採集された地名であるという点

には留意しなければならない。結論的には聞き取り調査の採集地名は大正期における讃岐国府跡の顕彰活動、明治～大正期における崇徳上皇の顕彰活動、戦後の地域教育等により、府中町本村に讃岐国府が所在、崇徳上皇が鼓岡に居住していたという認識に基づいて伝承されてきた地名と判断できる。

具体的な動向としては、讃岐国府跡の顕彰活動は大正5(1916)年の印鑰明神碑の建立、大正14年の讃岐国司庁址碑の建立、史蹟名勝天然紀念物保存法の公布(大正8年)に伴う讃岐国府跡の史蹟候補地化と昭和14(1939)年の香川県指定史跡への指定など(乗松2010)、崇徳上皇の顕彰活動は明治42(1909)年の鼓岡聖蹟顕彰会の発足、大正2年の擬古堂建設と崇徳上皇750年御忌祭執行、大正5年の擬古堂・杜鵑塚・菊塚標石の設置など、戦後の地域教育は昭和38(1963)年『府中村史』の刊行、府中小学校の教材として刊行された『国府の里の歴史』(平成元(1989)年)、地元有志による讃岐国府関連遺跡や崇徳上皇の縁のある旧跡への看板設置といった動きが挙げられる。

聞き取り調査においても、「何か分からんけど、ここは○○と言うんや」ではなく、「ここには崇徳さんがおって、これは崇徳さんが使っていた井戸や」、「ここは讃岐国府の○○があった場所や」という表現で地名を語る地域住民が多く、採集地名の大多数は明治・大正期から現在に至るまでの動向によって培われた認識や知識と見なさざるを得ない状況であった。こうした状況は聞き取り調査から讃岐国府跡を考えることの限界性を示すものではあるが、当地域における歴史を理解する上では極めて重要なものであり、今まで讃岐国府跡が大切に保存されてきた重要因子であることは言うまでもなく、その確認は今回の聞き取り調査の成果の一つでもある。

地名の再検討 こうした現況を踏まえると、今回の聞き取り調査と明治～大正期の採集地名、文献資料の記載内容の相互比較が重要になる。ここでは採集地名にも係わらず検地帳に記載されない地名と検地帳に記載された未採集地名について、文献資料を踏まえつつ検討したい。

まず、国府を考える上では最重要地名といつても過言ではないインニャク(印鑰)地名について検討する。検地帳への記載はなく、嘉永6(1853)年の『讃岐国名勝団会』の「府衙の跡」の説明にも登場しない(松原編1981)。しかし、同団会中の「城山神社」の項において、同神社は城山の上にあったが、細川頼之と清氏との合戦に際して焼失したため、一時印鑰の地に移したという説明を『城山神社記』の原文を引用しつつ行っており、印鑰表記の初出として注目できる。しかし、木原が指摘するように(木原1988)、正徳5(1715)年の『城山神社記』の原文には印鑰は陰若と表記されており、『讃岐国名勝団会』において、『城山神社記』の原文引用とその内容説明において、陰若を印鑰に変化させている。さらに、同団会の「府衙の跡」の説明には天神と伝えられる地に官庁が所在したという伝承を記載した上で、「今順道を推し考ふれば、その地、さもあるべし」とする。採集地名ではインニャク地名とテンジン地名は隣接する箇所にあることから、

梶原藍渠・藍水は地名を解釈することでテンジン地名の周辺に讃岐国府跡が所在した可能性を推測し、『城山神社記』に表記された陰若を「いんにゃく」と読み、その意味を考慮して、陰若を印鑑と表記変化させたと考えられる。留意すべきは、『城山神社記』における「いんにゃく」と発音させるであろう陰若表記である。梶原が推測したように、印鑑に由来するならば、国司が管理する国印や印櫃ないし正倉の鍵に由来する地名と考えられ、そうした施設の所在を示す地名と解釈できる。なお、同地名は各地の国府所在地にも神社名等として遺存する例が確認できる。

次に、インニヤクと同様に国府の存在を考える上では重要な地名であるショウソウ(正倉・正惣)地名について検討する。その初出は大正5(1916)年から翌年の赤松による『香川新報』への連載記事である(赤松1916~1917)。「正倉院址」として、高畠の西北隅に所在し、国府に納まる租調などを置きし所と紹介されている。その後、岡田が大正15年の講演で「正惣(正倉院跡)」と解説している(岡田1942)。正倉・正惣は検地帳や文献資料に記述がみられず、今回の聞き取り調査でも採集できないため検討は困難を極めるが、検地帳に記載された「正佛」という地名に注目したい。正確な所在地は不明であるが、記載順等から聞き取り調査におけるタカバタケ地名の一角に所在する地名と考えられ、位置関係から赤松らが紹介する正倉院跡・正惣に対応する地名の可能性が高い。赤松・岡田は正倉が後世に正惣と表記されたと解釈するが、検地帳が記載された文化2(1805)年の正佛地名が正物(佛(ぶつ)→物(ぶつ))、正惣(物にしたごころが付加)へと表記変化したのではないかろうか。つまり、正佛→正物→正惣→正倉という表記変化であり、この仮説が正しければ正倉の存在は首肯できない。一方、赤松は正倉に隣接して百分という地名が所在することから、分納倉である百分堂址の存在を想定している。百分地名は検地帳にもみられ(推測できる位置も赤松とはほぼ同様)、タカバタケ地名の南東隅付近となる。「倉庫令」には倉の近く150m以内に館舎を建ててはならないという規定があるが、隣接地に大町表記が推測できるオオマチ地名がある等、分納倉の存在も積極的には評価できない。なお、倉や蔵に関連した採集地名としてはクラマエがある。検地帳でも同地点付近に「蔵ノ前」「蔵西添」「蔵北添」という表記を認め、過去の発掘調査でも倉庫の可能性も想定できる総柱の掘立柱建物が検出されている。検地帳には前記した以外の倉・蔵表記はなく、クラマエ地名周辺に正倉が所在する可能性は高い。

同じく検地帳に記載されない採集地名としてセイドウがある。赤松や岡田は聖堂という字を推測し、郡司の子弟を教育する国学のうち、象徴的な建物である孔子廟に由来した地名と想定する。『菅家文草』にも孔子廟は登場しており(「州廟」、川口1966)、同句の内容から讃岐国府に孔子廟は存在したことは間違いないが、セイドウ地名に対応するものか否かは判断できない。留意すべきは、セイドウ地名に隣接して所在するセドと呼称される田の通称地名を採集した点である。セドとはセイドウが短縮した形ないし背戸という字に由来する可能性が考えられ、前者であればセイドウの範囲は100mを上回る大規模なもの、後者であれば何らかの施設の裏手にあたる可能性

が推測できる。さらに、セイドウは赤松らが想定した聖堂のほか、正堂、政堂、正道などの字が推測でき、正堂や政堂であれば国府の中心施設である国府との関連、正道であれば古代官道である南海道との関連が想定できる。なお、セイドウの一角に崇徳上皇が使用した器を収めた塚と伝承されるワンヅカが所在する点も興味深い。崇徳伝承の真実性は検証できないが、この付近が椀や皿などの供膳具が数多く出土する場所であるという認識に基づき成立した地名と考えることができ、地下構造の内容や性格を示唆する。

最後にジョウツギについて検討したい。赤松や岡田は状次という字をあて、国府の書状を取り扱う場所の存在を推測するが、やはり検地帳には登場しない地名である。ジョウツギに似た地名として、200 mほど東に所在するチョウツギ地名がある。赤松らは帳縦という字をあて、国府の帳簿を調査する場所が存在した可能性を推測しており、文化2年の検地帳にも「帳縦」という表記で登場する。その由来を検討する上では、『讃岐国名勝図会』の「帳縦とは往昔の駅路なり」という記述が示唆的である。チョウツギ地名とジョウツギ地名は本村を東西に縦断する主要道路（推定南海道）ないし1町北の東西道路に隣接しており、同図会の記述を重視すると、ジョウツギはチョウツギが変化したもので、元来は本村の南海道沿いを総称する地名として呼称されていた可能性が想定できる。それを補強するように、聞き取り調査では後者の道路に沿う箇所でもチョウツギ地名を採集している。ここでは、ジョウツギ（状次）の存在を否定し、本村の南海道沿いがチョウツギ（帳縦）と呼称されていた可能性を想定しておきたい。なお、チョウツギの表記については、由来は不明ながら丹後国府には「序次」という地名がみられる。

なお、検地帳には「かくち」と表記された地名がみられる。正確な位置は不明であるが（編者注：脱稿後に位置の比定ができた）、記述順序等を考慮すると、現在の南谷付近に位置していたと考えられる。同地点付近にはカドという屋号も採集でき、道とも関連する角表記を推測すると、付近に河内駅が所在した可能性を想定することもできるが、実証性を欠くため、ここではわずかな可能性のみを指摘しておきたい。

地名調査から見た讃岐国府跡　これまでの検討を踏まえ、やや強引ではあるが、地名調査から見た古代の讃岐国府の姿を復元して本稿のまとめとする（図17）。古代官道である南海道は本村を東西に走る道路ないしその1町北の道に比定でき、讃岐国府の東西の基軸線となる。ヨツカドと呼称される田の存在等から南北基軸の設定も可能になり、両軸線を基軸として国府関連施設が点在する状況が復元できる。南海道の北側のセイドウ周辺に国府の中心施設である国府が所在し（政堂・正堂表記を想定）、隣接するクラマエ地名には正倉の可能性が高い官庫が置かれる。その脇にはインニヤク地名が示す国印の管理施設が所在する。さらに北方のオオマチ地名付近には国府に関連する可能性もある居住地が展開する。南海道の南側には国府付属寺院の可能性が高い開法寺が所在し、かきの内地名はその寺域となる。『菅家文草』の記載から開法寺の東にも国府関

連施設が展開する。この他、模式図提示範囲の周辺には国司館や曹司、兵庫、雜屋、駅家、学校といった諸施設が展開するが、地名調査の現時点での成果からは言及することは困難である。

さいごに 以上、地名調査から見た讃岐国府跡について、ボランティア調査員とともに行った調査成果に基づき検討してきた。調査を通じて、地名が秘める可能性を再認識するとともに、その限界性も強く痛感した。事業初年度の今年度は地名や地形という分野から讃岐国府に迫るものであり、敢えて地名に固執したが、今後は遺物の散布状況や過去の発掘調査成果等の考古学的データの確認、文献資料の入念な調査等を総合的な視点に基づき検討するといった多角的な調査が求められる。(松本和彦)

<註>

- (註1) 赤松景福は『香川新報』への連載記事で、印鑑、正倉院址、百分堂址、帳次、状次、的場、大町、堺石、聖堂、按台、右兵衛屋敷、韓屋敷、河内駅、蓮池、見返の橋、宮内橋、天神、城山神社、死出といった府中村の旧跡を紹介している(赤松 1916～1917)。また、岡田唯吉は讃岐國司府建碑落成式に際し(大正15(1926)年)、「讃岐國々府道蹟考」と題した講演を行い、垣ノ内、内裏泉、帳次、状次、印鑑、天神、大町、正惣(正倉院址)、聖堂、池田、按台、右兵衛屋敷、韓屋敷、国分石と甲知駅址、崇徳天皇行宮址鼓岡(木丸殿址、杜鵑塚、菊塚)といった讃岐国府関連ないし崇徳上皇縁の遺跡を解説している(岡田 1942)。
- (註2) 檜那寺の考え方については香川県政策部文化振興課・上野進氏より有益な情報を賜った。記して感謝の意を表したい。
- (註3) 聞き取り調査や寺院に樹立された芳名石等から、本村とその周辺部の檜那寺は徳清寺が5割強、正連寺が2割弱、連光寺が1割前後の数値を占めると思われるが、悉皆調査ではないため、正確性を欠く。
- (註4) 移住例としては高松市国分寺町国分や坂出市府中町などに居住が確認できる小早川氏が挙げられ、安芸からの移住が想定されている(国分寺町 2005「中世」『さぬき国分寺町誌』)。なお、『南海通記』には元亀2(1571)年の記述として香西氏配下の「国府小早川三郎左衛門尉」、天正8(1580)年には小城を所有する者として「国府ノ小早川三郎左衛門」という記述があり(弘成社 1926『南海通記』)、吉川氏が安芸から移住する以前に国府と呼ばれる地域に小早川氏が居住し、しかも城を構えていたことが分かる。
- (註5) 坂出市役所府中出張所に保管されていた『阿野郡南府中村田畠順道帳』(本稿では「検地帳」と呼称)と題した検地帳で、「本村」、「綾坂西山西福寺入作」、「新宮下野原前谷上所同下所落合」、「逆田上所同中所額谷横山」の計4冊に及ぶ。

以下、その資料的性格を検討する。まず、その成立年代について考えたい。年号表記は、(1)4冊のうち1冊の巻末に記される文化2年の紀銘と立会人等の名前と印章、(2)各冊のうち2冊の最終頁にある文化2年紀銘とその紙数の記載(残り2冊は後世の貼紙によって確認できない)、(3)文化2年以前の年号銘のある新興田(最も古いものは「延宝式寅新興」、最新のものは「寛政元酉新興」と表記)、(4)文化2年以降の江戸期の年号銘のある新興田(例えば、「天保十亥新興」)、(5)明治期の表記(例えば「明治五申年永引」、「明治九年三月三日」)がある(表2)。(4)・(5)はいずれも字体が異なるないし貼紙を添付する等の加筆・修正痕跡がみられるが、(1)～(3)にはその痕跡がないことから、文化2(1805)年にまとめられ、その後継続的に修正・加筆されたものであることが分かる。

その性格については、上記の(1)に立会人(藤尾三右衛門・浅野善助)と藩役人(坂東忠左衛門・力丸惣兵衛)の名前と印章が併記されており(藩役人名は『高松藩土由緒録』でも確認できる)、藩役人による

確認を受けた検地帳であることが分かる。加えて、後世の加筆ではあるが、「文化2年改検地」という表記が数箇所みられることから大規模な検地に伴って残された検地帳ではなく、検地改めを実施した際に、おそらくはそれ以前に存在した検地帳を現地で藩役人の立会いのもと確認・再整理したものと考えられる。さらに上記(4)の状況から、その後も土地台帳的な使用がなされたものと思われる。

なお、大幅な修正・加筆痕跡は明治期にみられ、明治4・5年と明治9・10年に大別できる。前者は明治5年に民有のすべての地所に地券を交付し、その所有権を公証することとした明治政府の政策に連動した調査に伴って、所有者や各集落の田畠の総面積や総石高を大幅に修正・加筆したと考えられる。後者は地租改正法の施行(明治6年)に伴って地籍図を作成する際に元台帳的な取り扱われ方がなされ、所有者などが修正されたと考えられる。県下の地籍図の状況を考慮すると(木下2005)、前者は「壬申地券地引絵図」、後者は「地租改正地引絵図」作成段階の修正・加筆と考えられる。

こうした検地帳の成立年代や性格、一筆ごとに記載される通称地名に修正がみられない点を考慮すると、記載された地名の大多数は文化2(1805)年に遺存ないし使用されていたものと判断できる。

なお、検地帳の解説はミステリーハンターが主となり実施したが、芳地智子氏の全面的な協力を得て完了した。記して、感謝の意を表したい。

(註6)石造物の産地や年代に関する記述については、大川広域行政組合・松田朝由氏の全面的な協力を得た。

記して、感謝の意を表したい。なお、府中町を除く地域については面的な調査ではなく寺社を中心とした点的な調査である点、宝塔や石碑の年代観は編年が確立していないため不安定である点を明記しておきたい。綾川中・下流域は本事業の次年度以降の対象地となるため、本稿は予察的な中間報告とする。

(註7)白峰寺に関しては正確な調査が行えていないため、それを除く積算とする。

(註8)「讃岐國守所下文」(『東大寺文書』、香川県1986)や「万里小路時房書状案」(『建内記』、香川県1986)などの記述から想定できる内容であることを香川県観光交流局・佐藤竜馬氏と渋谷啓一氏からご教示頂いた。記して感謝の意を表したい。

<引用文献・主要参考文献>

赤松景福 1916～1917 「府中史蹟」(1)～(13)『香川新報』

大山真充 2010 「文献資料にみえる讃岐国府」「讃岐国府跡の研究のあゆみ」、「開法寺の再検討」「讃岐国府跡を探る」香川県埋蔵文化財センター

岡田唯吉 1942 「讃岐國々府遺蹟考」『鎌田共済会叢書』第4輯 鎌田共済会博物館

香川県 1986 『香川県史』第8巻資料編古代・中世資料

香川県教育委員会 1982 『讃岐国府跡』

川口久雄 1966 『菅家文草 菅家後集』日本古典文学大系72 岩波書店

木下晴一 2005 「明治前期の地籍図」『香川県歴史博物館部門展示解説シート』No.88 香川県歴史博物館

木原博幸 1988 「讃岐国府の位置」「古代の讃岐」美巧社

乗松真也 2010 「讃岐国府跡の顕影」「讃岐国府跡を探る」香川県埋蔵文化財センター

松田朝由 2005 「讃岐における石造文化圏について」『中世讃岐の石の世界—生産・流通・信仰—』石造物研究会

松原秀明編 1981 『日本名所風俗団会』14 四国の巻 角川書店

三木豊樹 1964 『綾北探訪記 前篇 真説崇徳院と木の丸殿』香川時評社

「讃岐国府跡探索事業」地名調査－通称地名調査カード

(表)

通称地名	所在地	地区番号()	地区名()	カード番号()
地目 (現況)	板出市 町大字 小字 番地			
通称地名の由来	所有者	男・女 (話者詳細情報)	明・大・昭・平 年生年九(歳)	
立地		話者		
遺物 出土状況				
内 容(形状・数量・規模等)				
備考(その他の記述事項・参考となる事項)				
調査年月日	平成 年 月 日()	調査方法	A聞き取り+実見 B聞き取り C文書 Dその他()	写真撮影 有・無 の有無
調査担当者 (記入者)				

図 14 「讃岐国府跡探索事業」地名調査－通称地名調査カード

(高)

地区名〔 〕 地区番号〔 〕 フード番号〔 〕

地图・詳細図

写真

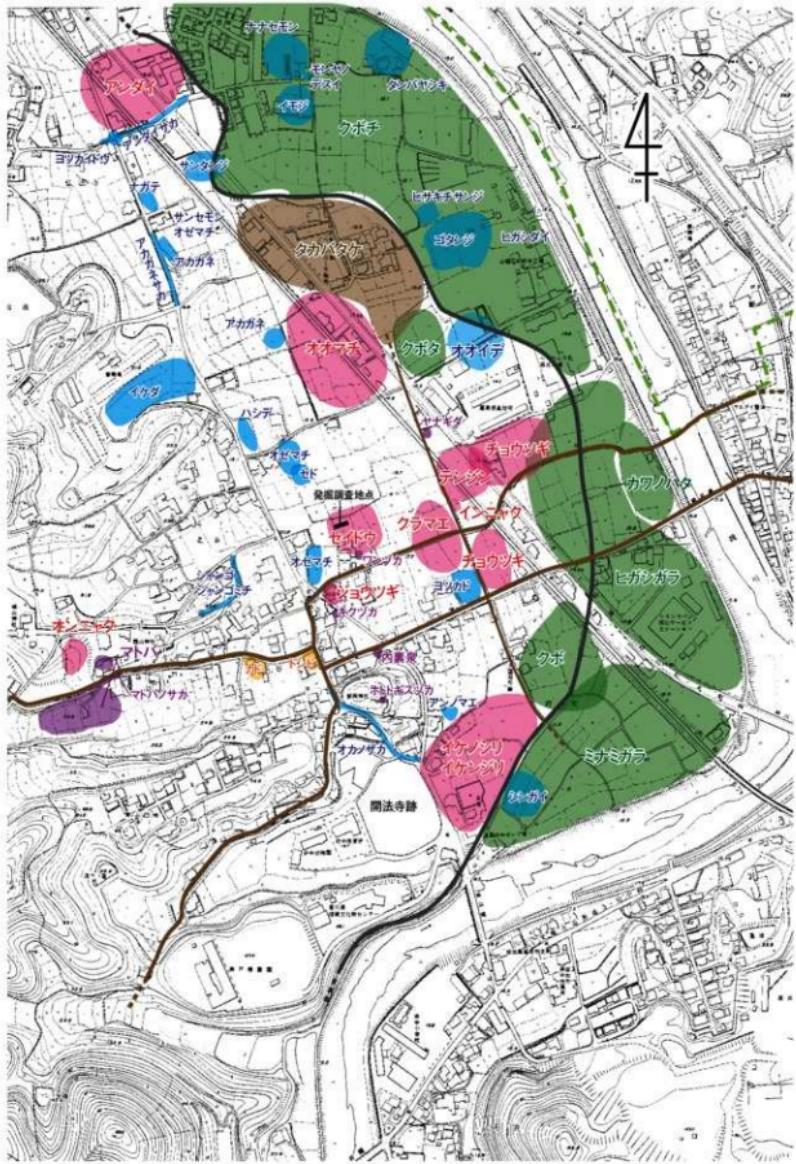


図 15 府中町本村周辺の地名分布図



図16 綾川中・下流域の石遺物分布図

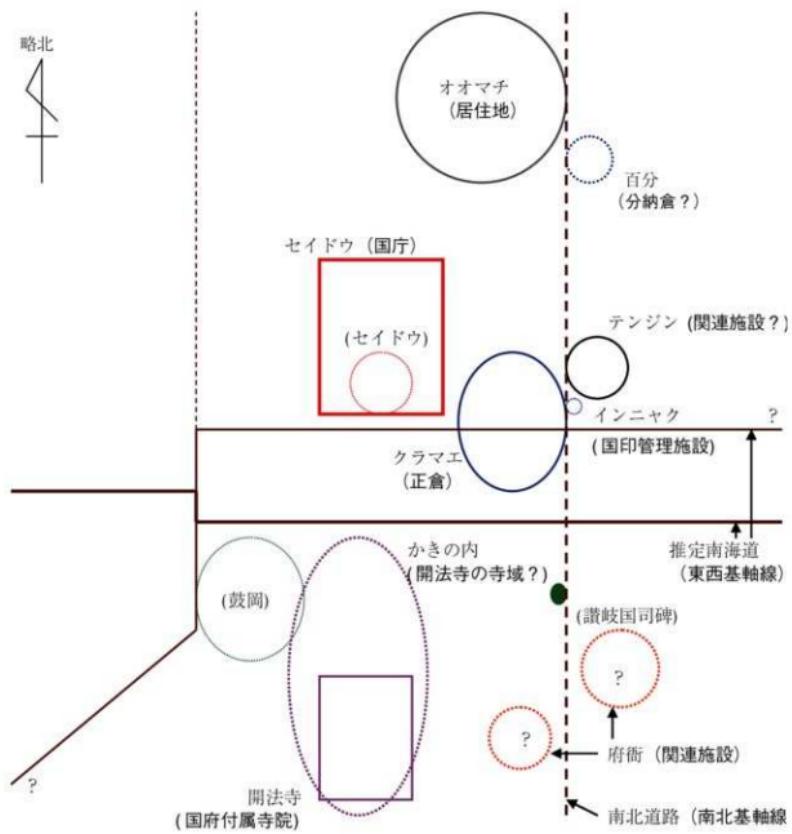


図 17 地名から見た讃岐国府跡復元模式図

表2 府中町本村周辺の地名

地名 (推測される文字)	伝承される由来等	今回の 採集有無	過去の 採集有無	検証への 記載有無
インニヤク(印鑰)	国府の印章とそれをおさめた印櫃の鍵の意味。	○	○	×
テンジン(天神)	道真の居住地?。 道真の雨乞い時の請雨神社の跡?。	○	○	○
クラマエ(蔵前)	蔵・倉庫の前。	○	○	○
セイドウ(聖堂)	孔子を祭った堂。 弘法大師が勉強したとも。	○	○	×
チョウツギ(帳継)	書類を調製した場所。	○	○	○
ジョウツギ(状次)	国府の書状を扱う場所。	○	○	×
マトバ(的場)	国府庁官吏が弓術をした場所。 崇徳上皇が弓の練習をした場所とも。	○	○	○
オンニヤク(不明)	由来は不明。 ※15・16c前後の宝塔・五輪塔が点在	○	×	×
オオマチ(大町)	多くの人々が居住した場所。	○	○	○
アンダイ(按台)	按察使(あぜちし)の台があった場所。	○	○	○
カラヤシキ (唐屋敷)	顧問として採用した唐人が居住	○	○	×
サカイシ (境石・堺石)	讃岐の中心にある石。河内駅との関連。	○	○	×
ヤナギダ(柳田)	崇徳上皇が殺害された場所。	○	○	×
ワンヅカ(盥塚)	崇徳上皇が使用した器を埋めた塚。	○	○	×
キクヅカ(菊塚)	崇徳上皇の子である顯末の墓。	○	○	×
ダ"イノイズミ(内裏泉)	崇徳上皇用の水を汲んだ泉。	○	○	×
ホトギスヅカ (杜鵑塚)	崇徳上皇が杜鵑に関する歌を詠んだ場所。	○	○	×
ヒヤクブ(百分)	官庫に収めるものを分納した蔵・倉庫。	×	○	○
ショウソウ (正倉・正惣)	官庫。	×	○	×
カキノウチ (垣の内)	築地の内側。	×	○	○
セイリュウ(青竜)	本村を東西に縦断する道路。 南海道との関連。	×	△	×

表3 「阿野郡南府中村田畠順道帳」に見る年号表記

西暦	年号表記	表記内容	本村	綾坂・西山・ 西福寺・入作	新宮・下野原・ 前谷上所・同下 所・落合	込田上所・同 中所・額谷・ 横山
1674	延宝武 寅	新興	○	○	○	○
1675	延宝三 卯	新興				○
1693	元禄六 酉	新興	○	○	○	○
1704	宝永元 申	新興		○	○	○
1704	宝永元 申	位下			○	
1713	正徳三 巳	新興	○	○	○	○
1715	正徳五 未	新興	○		○	○
1721	享保六 丑	新興	○		○	
1721	享保六 丑	位下			○	
1727	享保拾貳 未	新興		○	○	
1727	享保拾貳 未	位下			○	
1729	享保拾四 西	新興		○	○	○
1737	元文貳 巳	新興			○	○
	元文□	位下			○	
1745	延享貳 丑	位下			○	
1758	宝曆八 寅	新興				○
1766	明和三 戊	新興	○	○	○	○
1775	安永四 未	新聞				○
1782	天明二 寅	新興				○
1787	天明七 未	新興				○
1789	寛政元 西	新興				○
1803	享和三 玄	位下			○	
1805	文化二 丑	卷末貼紙下		○		
1805?	文化? ?	卷末貼紙下			○	
1805	文化二 丑	卷末				○
1805	文化二 丑	新興			○	○
1805	文化二 丑	位下				○
1805	文化二 丑	改検地			○	○
1806	文化三 寅	新興			○	○
1810	文化七 午	新聞		○		○
1811	文化八 未	新興			○	
1812	文化九 申	新興			○	○
	文化十三 子	扶助引				○
1830	天保元 寅	新興				○
1839	天保十 玄	新聞		○	○	○
1871	明治四 未	新聞				○
1872	明治五 申	永引	○	○	○	○
1876	明治九 子		○	○	○	○
1877	明治十 丑		○	○	○	○

表4 綾川中・下流域の石造物一覧

場所番号	石造物番号	名 称	所在地	石材	種類	数量	時期・年号	備 考
1	1	(仮)クボの塚	坂出市府中町南谷	国分寺	宝塔	1	室町	
1	2	(仮)クボの塚	坂出市府中町南谷	天霧	宝應印塔	1	室町	
1	3	(仮)クボの塚	坂出市府中町南谷	天霧	五輪塔	2	16世紀	
2	4	鷲岡神社境内 (ホトトギス塚)	坂出市府中町南谷	天霧	一石五輪塔 (~17世紀初頭)	2	16世紀末	
3	5	菊塚	坂出市府中町南谷	国分寺	石幢	1	室町	
4	6	南音東の荒神	坂出市府中町南谷	国分寺	宝塔	3	室町	
4	7	南音東の荒神	坂出市府中町南谷	国分寺	石幢	3	室町	
4	8	南音東の荒神	坂出市府中町南谷	天霧	五輪塔	2	16世紀	
5	9	周法寺	坂出市府中町南谷	国分寺	宝塔	2	室町	オニニャクから出土か(以下同)
5	10	周法寺	坂出市府中町南谷	国分寺	石幢	3	室町	
5	11	周法寺	坂出市府中町南谷	国分寺	五輪塔	2	16世紀	
5	12	周法寺	坂出市府中町南谷	天霧	五輪塔	4	15世紀後半~16世紀	
5	13	周法寺	坂出市府中町南谷	花崗岩(櫻石?)	石仏	2	16世紀	綾川流域に分布
5	14	周法寺	坂出市府中町南谷	長尾?	石仏	2	不明	
6	15	オニニャク	坂出市府中町南谷	国分寺	宝塔	1	室町	
6	16	オニニャク	坂出市府中町南谷	国分寺	五輪塔	1	室町(16世紀か)	
6	17	オニニャク	坂出市府中町南谷	天霧	五輪塔	1	16世紀	
7	18	西山神社	坂出市府中町南谷	天霧	石幢(灯籠)	1	室町(16世紀代か)	県下に類例2例
7	19	西山神社	坂出市府中町南谷	国分寺	宝塔	3	室町	
7	20	西山神社	坂出市府中町南谷	国分寺	石幢	7	室町	
7	21	西山神社	坂出市府中町南谷	国分寺	五輪塔	2	16世紀	
7	22	西山神社	坂出市府中町南谷	天霧	五輪塔	1	16世紀	
7	23	西山神社	坂出市府中町南谷	火山	基礎石	1	不明	
8	24	マハ八の坂	坂出市府中町南谷	国分寺	宝塔	2	室町(15世紀代か)	直南の田から出土
8	25	マハ八の坂	坂出市府中町南谷	国分寺	石幢	2	室町	
9	26	松本家墓地	坂出市府中町西山	国分寺	宝塔	1	室町	
9	27	松本家墓地	坂出市府中町西山	国分寺	石幢	1	室町	
9	28	松本家墓地	坂出市府中町西山	国分寺	五輪塔	1	16世紀	
10	29	城山神社	坂出市府中町谷	国分寺	宝塔	2	室町	
10	30	城山神社	坂出市府中町谷	天霧	五輪塔	1	16世紀末~17世紀初頭	
11	31	シャンゴシャンコ道	坂出市府中町南谷	国分寺	石幢	1	室町	
11	32	シャンゴシャンコ道	坂出市府中町南谷	国分寺	五輪塔	1	16世紀	
11	33	シャンゴシャンコ道	坂出市府中町南谷	天霧	五輪塔	1	16世紀	
12	34	村上正美裏山1	坂出市府中町弘法寺	国分寺	宝塔	1	室町	門壁中に出土
12	35	村上正美裏山1	坂出市府中町弘法寺	国分寺	石幢	1	室町	
12	36	村上正美裏山1	坂出市府中町弘法寺	天霧	五輪塔	1	16世紀	
13	37	村上正美裏山2	坂出市府中町弘法寺	国分寺	宝塔?	1	室町	
13	38	村上正美裏山2	坂出市府中町弘法寺	天霧	五輪塔	1	16世紀	
14	39	奥雲神社	坂出市府中町弘法寺	国分寺	石幢	1	室町	
14	40	奥雲神社	坂出市府中町弘法寺	国分寺	五輪塔	1	16世紀	
14	41	奥雲神社	坂出市府中町弘法寺	花崗岩(櫻石?)	五輪塔	1	16世紀	
15	42	水坊荒神	坂出市府中町本坊	国分寺	宝塔(身)	1	南北朝	
15	43	水坊荒神	坂出市府中町本坊	国分寺	宝塔(覆輪)	1	室町	
15	44	水坊荒神	坂出市府中町本坊	石幢	宝塔(身)	1	南北朝	
16	45	庵治下の墓地	坂出市府中町西山	国分寺	宝塔(身)	1	室町	
16	46	庵治下の墓地	坂出市府中町西山	国分寺	宝塔(覆輪)	1	室町(16世紀)	
16	47	庵治下の墓地	坂出市府中町西山	国分寺	石幢	1	室町	
16	48	庵治下の墓地	坂出市府中町西山	国分寺	五輪塔	1	不明	
16	49	庵治下の墓地	坂出市府中町西山	天霧	五輪塔	1	16世紀	
17	50	佐渡神社	坂出市府中町西山	国分寺	不明	1	室町	
18	51	はげとさん	坂出市府中町石井	国分寺	宝塔?	1	室町	
19	52	経波出張所	坂出市府中町段波	国分寺	五輪塔	1	15世紀後半~16世紀	
19	53	経波出張所	坂出市府中町段波	天霧	五輪塔	1	15世紀後半~16世紀	
20	54	若宮八幡宮	坂出市府中町新野	国分寺	宝塔	1	室町	
20	55	若宮八幡宮	坂出市府中町新野	国分寺	五輪塔	1	室町	●
21	56	松尾神社	坂出市加茂町杉原	国分寺	宝塔	1	室町	
21	57	松尾神社	坂出市加茂町杉原	国分寺	石幢+宝塔	1	不明	
21	58	松尾神社	坂出市加茂町杉原	天霧	五輪塔	1	16世紀	
22	59	馬ノ神	坂出市加茂町山ノ神	国分寺	宝塔	1	南北朝	
22	60	馬ノ神	坂出市加茂町山ノ神	国分寺	宝塔	1	室町(16世紀)	
22	61	馬ノ神	坂出市加茂町山ノ神	国分寺	五輪塔	1	室町	
22	62	馬ノ神	坂出市加茂町山ノ神	天霧	五輪塔	1	16世紀	
23	63	◎神社(山ノ神)	坂出市加茂町山ノ神	国分寺	石幢	1	室町	
23	64	◎神社(山ノ神)	坂出市加茂町山ノ神	国分寺	五輪塔	1	室町	
23	65	◎神社(山ノ神)	坂出市加茂町山ノ神	天霧	五輪塔	1	16世紀	
23	66	◎神社(山ノ神)	坂出市加茂町山ノ神	霊島	五輪塔	1	16世紀末~17世紀初頭	
24	67	西照神社	坂出市加茂町本郷	国分寺	宝塔	1	室町	
24	68	西照神社	坂出市加茂町本郷	国分寺	石幢	1	室町(15世紀か)	
24	69	西照神社	坂出市加茂町本郷	国分寺	五輪塔	3	16世紀	
24	70	西照神社	坂出市加茂町本郷	天霧	宝應印塔	1	16世紀後半	
24	71	西照神社	坂出市加茂町本郷	天霧	五輪塔	3	16世紀	
24	72	西照神社	坂出市加茂町本郷	天霧	石仏	2	16世紀後半~17世紀	入江家先祖の石碑 ほぼ完存
25	73	入江墓地(鴨箭院跡)	坂出市加茂町本郷	国分寺	宝塔	1	鎌倉後期	
25	74	入江墓地(鴨箭院跡)	坂出市加茂町本郷	国分寺	宝塔	1	室町	

25	75	入江墓地(鶴前院跡)	坂出市加茂町本郷	国分寺	石幢	1 16世紀後半?	巨大品(復古型式)
25	76	入江墓地(鶴前院跡)	坂出市加茂町本郷	国分寺	不明	1 不明	福宮神社に類似
25	77	入江墓地(鶴前院跡)	坂出市加茂町本郷	天霧	宝鏡印塔	1 17世紀初頭	
25	78	入江墓地(鶴前院跡)	坂出市加茂町本郷	天霧	五輪塔	1 16世紀	
25	79	入江墓地(鶴前院跡)	坂出市加茂町本郷	天霧	宝鏡印塔	2 17世紀初頭	
26	80	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	国分寺	石幢	1 宝町(16世紀)	備註する河川工事中に出土(山下川)
26	81	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	国分寺	五輪塔	2 南北朝	
26	82	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	国分寺	五輪塔	4 宝町	
26	83	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	国分寺	五輪塔	7 16世紀	
26	84	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	国分寺	五輪塔	1 16世紀末~17世紀初頭	
26	85	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	天霧	宝鏡印塔	1 宝町(16世紀)	
26	86	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	天霧	五輪塔	6 16世紀	
26	87	(仏)本郷裏積地	坂出市加茂町本郷	天霧	五輪塔	1 16世紀末~17世紀初頭	
27	88	東鶴神社	坂出市加茂町鶴庄	国分寺	宝塔	1 南北朝	
27	89	東鶴神社	坂出市加茂町鶴庄	国分寺	宝塔	2 宝町	
27	90	東鶴神社	坂出市加茂町鶴庄	国分寺	石幢	1 宝町	
27	91	東鶴神社	坂出市加茂町鶴庄	国分寺	五輪塔	1 不明	巨大品
27	92	東鶴神社	坂出市加茂町鶴庄	天霧	五輪塔	1 16世紀	
27	93	東鶴神社	坂出市加茂町鶴庄	天霧	五輪塔	4 16世紀末~17世紀初頭	
28	94	(東鶴神社お旅所)	坂出市加茂町鶴庄	国分寺	五輪塔?	2 16世紀	
28	95	(東鶴神社お旅所)	坂出市加茂町鶴庄	天霧	五輪塔	1 16世紀	
28	96	(東鶴神社お旅所)	坂出市加茂町鶴庄	天霧	五輪塔	3 16世紀末~17世紀初頭	
29	97	藤木神社	坂出市加茂町鶴庄	天霧	五輪塔	2 16世紀	
30	98	神谷神社	坂出市神谷町奥	天霧	七重層塔	2 建貞末期	清瀧寺→満立寺→現位置
30	99	神谷神社	坂出市神谷町奥	国分寺	宝塔	1 宝町	
30	100	神谷神社	坂出市神谷町奥	国分寺	石幢	1 南北朝	
30	101	神谷神社	坂出市神谷町奥	国分寺	五輪塔	2 宝町	
30	102	神谷神社	坂出市神谷町奥	天霧	五輪塔	4 16世紀	
31	103	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	国分寺	宝塔	2 宝町(15世紀)	
31	104	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	国分寺	宝鏡印塔	1 宝町(15世紀)	
31	105	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	国分寺	五輪塔	2 南北朝	
31	106	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	国分寺	五輪塔	4 宝町	
31	107	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	国分寺	五輪塔	15 16世紀	天霧の影響
31	108	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	天霧	宝鏡印塔	1 宝町	
31	109	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	天霧	五輪塔	1 16世紀	
31	110	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	天霧	五輪塔	1 宝町	
31	111	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	天霧	五輪塔	14 16世紀	
31	112	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	天霧	一石一輪塔	1 16世紀末~17世紀初頭	
31	113	八銘神社	坂出市加茂町上氏郎	天霧	五輪塔	1 16世紀	
32	114	宮武家墓地	坂出市林田町上林田	天霧	一石一輪塔	2 17世紀初頭	
33	115	国津神社	坂出市西町町	国分寺	五輪塔	2 宝町	火山の影響
33	116	国津神社	坂出市西町町	国分寺	五輪塔	2 16世紀	
33	117	国津神社	坂出市西町町	天霧	五輪塔	7 16世紀	
34	118	備山天満宮	坂出市加茂町下所	国分寺	宝塔	1 宝町	
34	119	備山天満宮	坂出市加茂町下所	国分寺	石幢	1 宝町	
34	120	備山天満宮	坂出市加茂町下所	天霧	五輪塔	2 16世紀	
35	121	瀬棚院	坂出市高畠町川原?	国分寺	五輪塔?	1 宝町	
35	122	瀬棚院	坂出市高畠町川原?	天霧	五輪塔	1 16世紀	
36	123	春日(松井)神社	坂出市高畠町松井	国分寺	宝塔	2 宝町(16世紀)	
36	124	春日(松井)神社	坂出市高畠町松井	国分寺	石幢	1 宝町	
36	125	春日(松井)神社	坂出市高畠町松井	国分寺	五輪塔	3 宝町	
36	126	春日(松井)神社	坂出市高畠町松井	天霧	宝鏡印塔	2 ?	
36	127	春日(松井)神社	坂出市高畠町松井	天霧	五輪塔	3 16世紀	
37	128	白峰寺	坂出市青海町	花崗岩	十三重層塔	1 弘安元(1278)年	
37	129	白峰寺	坂出市青海町	天霧	十三重層塔	1 元亨4(1324)年	
37	130	白峰寺	坂出市青海町	天霧	摩尼輪塔	1 元祐3(1321)年	
37	131	白峰寺	坂出市青海町	国分寺	五輪塔	?	
37	132	白峰寺	坂出市青海町	天霧	五輪塔	多數	
37	133	白峰寺	坂出市青海町	天霧	宝鏡印塔	5	
38	134	曉延寺	坂出市青海町	花崗岩	灯籠	1 文永5(1268)年	
39	135	崇徳天皇陵	坂出市青海町	火山	五重層塔	1 建貞前	
39	136	崇徳天皇陵	坂出市青海町	花崗岩	五重層塔	1 建貞中期	
40	137	白峰寺西寺跡	坂出市青海町	火山	五輪塔	1 南北朝	
41	138	菜陸院	坂出市林田町物社	花崗岩	宝塔	1 建貞後期~南北朝	經社神社から現位置へ移転
41	139	菜陸院	坂出市林田町物社	国分寺	石仏	1 銀貞~南北朝	
41	140	菜陸院	坂出市林田町物社	天霧	石仏	1 16世紀?	
41	141	菜陸院	坂出市林田町物社	?	石仏	1 建貞後期	龜敷に類似
42	142	経社神社	坂出市林田町西側	花崗岩	五輪塔	1 建貞後期	
42	143	経社神社	坂出市林田町西側	国分寺	宝塔	2 宝町(15世紀)	
42	144	経社神社	坂出市林田町西側	国分寺	五輪塔	1 宝町(15世紀)	
43	145	広善神社	坂出市江尻町	国分寺	宝塔	1 宝町	
43	146	広善神社	坂出市江尻町	国分寺	石幢	1 宝町	
43	147	広善神社	坂出市江尻町	国分寺	五輪塔	1 宝町	
43	148	広善神社	坂出市江尻町	天霧	五輪塔	2 16世紀	
A		五夜ヶ岳岩屋寺	坂出市加茂町鶴庄	国分寺・原産地: 宝塔・石幢・五輪塔、一部未製品や加工品を含む			

『阿野郡南府中村田畠順道帳』からの地名抜粋

- ・古地名を検地帳への表記どおり、順番に抽出すると以下のようになる。
- ・×数字は記載される回数を示す
- ・□は不明、？は左の字をさす。
- ・解説は香川県立ミュージアムの芳地智子氏の協力を得た。

『阿野郡南府中村田畠順道帳 本村』

<本村>

屋敷ノ前、三畝六歩之内、王子下、まとは、谷免さかい×2、上谷、鼓岡、六畝拾八歩之内、かきの内、六畝八歩之内、四畝九歩之内、道西添×3、坊、道添、五畝廿毫歩之内、屋敷ノ前、屋敷、屋敷ノ内、武畝廿毫歩之内、海宝寺池堤下、御供田四畝拾八歩之内、堤下、川ふち毫畝拾五歩之内、台目崎川ふち毫反八畝三歩之内、南川原、享保六丑新興下田七畝九歩之内、享保六丑新興×2、尾崎川中、延宝式寅新興×2、七畝廿毫歩之内、七畝歩之内、南川原道添、武畝廿四歩之内、毫反毫畝拾八歩之内、四畝廿七歩之内、八畝歩之内、六畝歩之内、川添×3、毫反武畝九歩之内、延宝式寅新興、元禄六酉新興武畝歩之内、南川原延宝式寅新興、川原、川中、延宝式寅新興、三畝拾五歩之内、川中×4、道東下毫反歩之内、岸下、窪古屋敷、道下、窪、井手添、六畝拾八歩之内、川中×4、武反毫畝廿四歩之内、武反八畝廿毫歩之内、毫反六畝歩之内、毫反四畝九歩之内、道下、坊屋敷、道東添、藏ノ前道東添、井手上、毫反六畝三歩之内、道北、武畝廿毫歩之内、藏西添、藏北添、毫畝まちこ成、道東添×3、井手添、道西添、天神北、帳羅、毫反七畝拾八歩之内、武反毫廿毫歩之内、毫反廿四歩之内、川中×5、享保六丑新興、八畝廿毫歩之内、正徳三巳新興、享保六丑新興、五畝歩之内、毫反四畝廿四歩之内、毫反四畝歩之内、大町、井手添×2、池田、道添、□道東添、百分、窪田、四畝九歩之内、六畝九歩之内、八畝拾武歩之内、毫反拾八歩之内、大木下、川中中畑五畝廿毫歩之内、下畑毫畝十八歩内、大ヶ口、川下畑武畝廿毫歩、下畑毫畝歩、三畝拾八歩之内、窪内、七畝廿四歩之内、毫反拾武歩之内、下畑四畝廿毫歩、下畑毫反武畝三歩、下畑毫畝廿七歩、延宝式寅新興、毫反九畝六歩之内、中畑毫反武畝拾八歩、中畑武反三畝九歩、延宝式寅新興、あんたい、道添、鴨向、道東添、武反武畝拾五歩之内、武反毫畝九歩之内、毫反毫畝廿毫歩之内、六畝廿四歩之内、七畝廿四歩之内、毫反六歩之内、道添、川添、畔田式反五畝歩之内、池田、毫反三畝拾八歩之内、弘法寺、中畑毫反八畝歩、中畑七畝歩、下畑三畝拾五歩、明和三戌新興×2、池尻明和三戌新興、明和三戌新興、三畝六歩之内、七畝拾五歩之内、井手上、井手下八畝拾八歩之内、井手下、井手上、池尻毫畝廿四歩之内、井手下、御領岸上、池田、ほうし道下、道下、八畝六歩之内、道添、岸下、御領、正佛、高畑七畝拾五歩之内、池田、正佛、御領、四畝歩之内、道下×2、近元、道添×7、屋敷、岸ノ上、井手ノ上六畝三歩之内、六畝廿四歩之内、山谷北(免?)さかい、近元屋敷六畝六歩之内、北谷屋敷、屋敷、屋敷内、四畝九歩之内、屋敷×3、屋敷内、屋敷×3、前場、屋敷、七畝廿四歩之内、五畝拾五歩之内、蔽添、本村やしき、屋敷×3、屋敷三畝廿毫歩之内、屋敷×4、毫畝九歩之内、屋敷×6、屋敷三畝歩之内、屋敷×6、屋敷拾八歩之内、屋敷、屋敷毫畝廿四歩之内、屋敷×2、屋敷内、屋敷、武畝九歩之内、屋敷毫畝六歩之内、屋敷×3、三畝廿毫歩之内、屋敷、毫畝九歩之内、屋敷毫畝廿毫歩之内、屋敷×4、西かくち、三畝歩之内、王子ノ西、まとは毫畝三歩之内、廿四歩之内、道下×3、正徳五未新興×7、享保六丑新興

〔阿野郡南府中村田畠順道帳 綾坂 西山西福寺 入作〕

<綾坂>

坂下池尻、大道南添、大道北添、池尻、延宝武寅新興、池之内、北山五畝歩之内、北山端、拾八歩之内、山添、田畠拾八歩之内、井手添×2、四畝廿四歩之内、四畝拾五歩之内、元禄六西新興、井手上大道添、井手ノ上、山ノ上、宮ノ浦、綾坂井手下川ふち、元禄六西新興、延宝武寅新興、天保十亥新開、大川鴨井手間、文化七午新開 宮ノ奥池ノ上綾坂御林之内、往還上西鼻、下鼻迄

<西山谷>

宮池内新聞、新聞、尾崎、八畝歩之内、尾崎、原元禄六西新興、山端、御領山延宝武寅新興、元禄六西新興、享保拾武末新興、山廻り、道上新聞、井手下新聞、西庭新聞、新聞、井手ノ上新聞、岸ノ上新聞、井手南添、山遍り×2、元禄六西新興、御靈南山下明和三戌新興、明和三戌新興×5、小道上明和三戌新興、明和三戌新興×2、小道下明和三戌新興、明和三戌新興×3、中畠壱畝拾八歩之上明和三戌、明和三戌新興×9、小道下明和三戌新興、明和三戌新興、山ノ奥新聞、西井手ノ下新聞、池田新聞、新聞、岸下新聞、久保新聞、井手下新聞、新聞×2、山ノ奥、林添×2、新聞、谷新聞、小池上、林添、井手上、林中、北谷屋敷之内、奥畑ヶ、山端元禄六西新興、山端、宮ノ北、宝永元申新興、山の三弥小道南明和三戌新興、明和三戌新興×6、岸上明和三戌新興、谷川南明和三戌新興、明和三戌新興×2、北谷奥池尻新聞、新聞×5、北谷筋新聞、新聞×3、谷川南、小池尻新聞、池奥、池西新聞、新聞×2、林添下畠武廿壹歩之内、道下、新聞×3、山端添新聞、新聞×3、池下新聞、池下、北山、新聞、山添新聞、うてめ崎西、大塚、拾八歩之内、大塚元禄六西新興、新聞×3、山神北新聞、新聞×5、三塚、元禄六西新興×2、明和三戌新興×6、新聞×7、元禄六西新聞×2、中ノ谷新聞、新聞×7、新聞武畝拾五歩之内、九十九畝まち谷新聞、池合新聞、新聞、明和三戌新興×2、山神池下新聞、新聞、元禄六西新興、下畠拾五歩、新聞×5、大塚前新聞、池内、新池内新聞、池尻、はかなと(はかなこ?)新聞×2、新聞×7、堀田谷延宝武寅新興、新聞、新聞武畝廿壹歩之内、むかい五畝廿四歩之内、林添×2、南浦林中、林中、壱畝廿四歩之内、林中下畠四畝六歩、林添、浦林中、林中、壱畝廿四歩之内、林中下畠四畝六歩、山原元禄六西新興、新聞×2、四手井手添新聞、壱畝廿四歩之内、林添、七畝歩之内、井手上新聞、新聞、七畝廿壹歩之内、六畝廿七歩之内、井手上、圓壱畝拾八歩之内、明和三戌新興、屋敷×2、武畝九歩之内、屋敷、道添、武畝廿老歩之内、屋敷、壱畝六歩之内、鼓岡、井手添×2、池内井手下新聞、新聞三畝拾五歩之内、新聞×4、井手下新聞、新聞×2、林添延宝武寅新興、林添延宝武寅新興下畠壱畝九歩、新聞×13、井手添新聞、井手上、山端ノ上、四畝歩之内、岸ノ上、延宝武寅新興×2、深さこ池内新聞、池尻新聞、元禄六西新聞、原、新聞×3、新聞壱反四畝歩之内、新聞×4、井手上新聞、井手下新聞、新聞×7、道下新聞、新聞×2、井手合新聞、延宝武寅新興、天保十亥新開上谷南原

<西福寺>

千代松、西庄井手西、壱反廿壱歩之内、宝永元申新興、明和三戌新興、小道上明和三戌新興、明和三戌新興、すほき田、浦谷、屋敷、宮ノ前、福宮下明和三戌新興、明和三戌新興、馬場下明和三戌新興、明和三戌新興、宝永元申新興×2、川ふち上畠壱畝拾五歩、拾八歩之内、拾九歩之内、壱畝九歩之内、大畝まち、屋敷×3、北池尻明和三戌新興、明和三戌新興、池之上下畠六畝拾武歩之明和三戌〇〇、西池尻明和三戌新興、下池武畝九歩之内、四畝拾武歩之内、家前、岸下、數下、岸下、馬場脇、さこ、川津田道添、井手添、壱反壱畝廿壱歩之内、延宝武寅新興×4、三畝拾五歩之内、三畝拾五歩之内、六畝拾五歩之内、壱反七畝九歩之内、六畝拾五歩之内、壱反七畝九歩之内、壱反五畝拾八歩之内、壱畝拾武歩

之内、壱歎歩之内、三歎拾武歩之内、壱反五歎拾八歩之内、壱歎拾武歩之内、壱歎歩之内、三歎拾武歩之内、大池之内、新池波さし、正徳三巳新興、享保拾四西新興×4、正徳三巳新興、享保拾四西新興×4

<鶴入作>

しやの、明和三戌新興×7、延宝式寅新興、宝永元申新興、上所さかい新聞、道南新聞、新聞×5、切レ池、新聞×11、井手下新聞、新聞×20、北谷新聞、新聞×7、新聞壱反七歎拾八歩之内、新聞×7、二天壱反三歎歩之内、八歎廿七歩之内、二天壱反三歎歩之内、八歎廿七歩之内、八歎〇〇、三歎拾五歩之内、山添、宝永元申新興、新聞×4、神ノ元北新聞、新聞×2、元禄六西新興、新聞三歎八歩之内、新聞×2、四歎九歩之内、七歎拾八歩之内、九歎拾八歩之内、五歎拾八歩之内、新聞×3、壱反八歎拾武歩之内、壱反壱歎歩之内、壱反六歎三歩之内、弘法寺井手上、元禄六西新興、明和三戌新興武歎拾武歩之内、明和三戌新興×12、小道南明和三戌新興、明和三戌新興、壱反五歎九歩之内、屋敷×2、屋敷七歎拾五歩之内、六歎廿七歩之内、五歎三歩之内、壱歎廿七歩之内、谷筋式反拾五歩之内、天保十亥新聞弘法寺上

『阿野郡南府中村田畠順道帳 四冊之内』(新宮・下野原・前谷上所・前谷下所・落合)

<新宮>

乃生峰川端、式反武歎廿壱歩之内、林添、山端、武歎拾武歩之内、池ノ内延宝式寅新興、元禄六西新興×6、浦谷、享保六丑新興、鶴井手添、西岡壱反五歎九歩之内、元禄六西新興、馬場西、鶴井手ノ上、馬場、宮ノ奥池ノ下、屋敷、窪、七歎六歩之内、大道南、屋敷×2、武歎拾五歩之内、上ノ屋敷、元禄六西新興×3、壱反七歎廿四歩之内、大道添壱反廿七歩之内、轄添、大道北、上ノ屋敷、屋敷×2、林添、門池尻、往還ふち、大石山添、延宝式寅新興、林添三歎廿壱歩之内、見徳寺五歎九歩之内、屋敷、五歎拾五歩之内、谷、四歎歩之内、六歎廿壱歩之内、林添、大道添、屋敷ノ前、九歎九歩之内、壱反武歎九歩之内、大道添×2、川添、大道南添、轄添、池内壱歎歩之内、新次郎屋敷、三郎左衛門屋敷、安楽寺、おく屋敷、屋敷、原元禄六西新興、屋敷、山端、屋敷、林中元禄六西新興、屋敷、池おく元禄六西新興、中畠五歎六歩、下畠拾五歩、屋敷、林添、勘定林添、屋敷ノ前大道川添、壱反五歎拾武歩之内、大道添、川ノ北添、見徳寺、大道添、大道南添×2、勘定大道南、壱反歩之内、川添、山ノ下平志ん、三反地、山添×2、勘定谷延宝式寅新興、平志ん、井手下、元禄六西新興、井手ノ上、原、延宝式寅新興、正徳五未新興、宮ノ下川享保六丑新興、享保六丑新興、宮ノ前大井手添文化二丑改検地、天保十亥新聞宮ノ奥、<下野原>

浦ノ谷、川西浦ノ谷、中塚、川中、下ノ原川ふち上畠壱反五歎九歩之内、上畠四歎歩之内、屋敷、川中延宝式寅新興、蛇渕谷、宝永元申新興四歎歩之内、宝永元申新興武歎九歩之内、宝永元申新興壱反武歎歩之内、宝永元申新興、轄ノ内宝永元申新興、下ノ原轄添、宝永元申新興、屋敷、川中×2、川端、川中×7、川中下畠九歎三歩之内、川中、屋敷之内、山端、林ノ下、屋敷、川ぞい、東谷池尻、池ノ上、池内、宝永元申新興、亀焼谷小池尻、五歎拾八歩之内、武歎拾八歩之内、新池谷、東谷延宝式寅新興、東谷、亀焼谷尻、亀焼谷北山端武歎三歩之内、武歎廿壱歩之内、屋敷×2、浦ノ谷×2、亀焼谷筋屋敷ノ東、半?地谷、元禄六西新興×2、細谷、四歎拾五歩之内、宝永元申新興、廿四歩之内、元禄六西新興、延宝式寅新興×2、おり口谷、向田壱反六歎七歩之内、壱反壱歎歩之内、延宝式寅新興三歎歩之内、九歎九歩之内、鷺ノ山上池ノ西原文化九申新興、やけん谷、長通り、屋敷、屋敷ノ浦、北谷、屋敷

ノうら、七歛歩之内、元禄六西新興、鷺山谷、壱反八歛拾弐歩之内、元禄六西新興、林下小川西七歛拾五歩之内、川西、かきかけ東、壱反式背歛拾五歩之内、池ノ上下、かきかけ壱歛拾五歩之内、壱反壱歛拾弐歩之内、大谷、大あれ壱反廿廿歩之内、川西家ノ下壱反七歛九歩之内、川端延宝式寅新興下畠七歛六歩、屋敷延宝式寅新興、ノ前、端、川西延宝式寅新興、山端元禄六西新興、池之内宝永元申新興、宝永元申新興、外□□谷川西ふち、谷、宝永元申新興、谷式歛拾五歩之内、川西山奥下林一反歩之下小道ノ上明和三戌新興、明和三戌新興、小道上、明和三戌新興×3、谷、元禄六西新興×5、宝永元申新興×3、百舌鳥谷延宝式寅新興、川端延宝式寅新興、延宝式寅新興×2、宝永元申新興、延宝式寅新興×12、中畠壱反三歛六歩之内、延宝式寅新興×7、小原川南壱反壱歛廿七歩之内、上畠壱反拾歩、元禄六西新興×3、川中延宝式寅新興、正徳三巳新興×7、享保六丑新興、正徳三巳新興×7、正徳五未新興×5、小原池ノ下元文二巳新興、享保拾四酉新興×2、天保十亥新聞、丸山、東谷、丸山、向田谷南輪、向田谷南、登々路口、向田谷、向田谷岡×2、北谷東屋敷、金左谷南尾、大坪谷口北、金左谷北尾、西谷屋敷、宮東岡、大谷、川西奥北谷、川西池北小谷道上、川西北奥、弁五郎屋敷迄

<前谷上所>

下池大道西添、大道西添、水仕井手北添文化二丑新興、池尻、壱里山根、藪添、池尻、三歛九歩之内、屋敷、南藪添、屋敷五歛廿七歩之内、屋敷ノ前壱反式歛歩之内、壱反式歛九歩之内、閑池さが堤尻、□出口北道東、下屋敷四歛廿七歩之内、屋敷、四歛歩之内、四歛拾五歩之内、道添、さこ、さこ道西、池ノ内明和三戌新興、明和三戌新興×10、出い内、壱反三歩之内、池尻、小林、延宝式寅新興×2、元禄六西新興、延宝式寅新興×2、大道南添、元禄六西新興、窪、元禄六西新興、国延大道北南延宝式寅新興、池ノ上、水仕井手ノ南文化二丑新興、南林添、屋敷、上ノ屋敷、元禄六西新興、屋敷×3、小林山添、前谷口中畠七歛廿四歩延享二丑年、大道南添、国分境元文二巳新興、大道北添文化八未新興×2、文化式丑新興、大道北添、池尻大道南添、大道南添文化式丑新興×5、大道南添文化八未新興、文化八未新興、家ノ前、

<前谷下所（新聞改）>

上所境小道添文化八未新興、文化八未新興×2、深谷大道北文化九申新興、新聞、東壱歛歩之内、坂下池尻新聞、大道北南新聞、新聞、大道南添新聞、新聞、大道南添新聞、新聞×17、大道北添新聞×4、新聞、新聞壱反七歛拾五歩之内、新聞、新聞八歛廿四歩之内、新聞×3、大道北添新聞×2、市ノ井手大道下新聞、大道下新聞、新聞×3、山□、大道ふち、道上壱歛拾弐歩之内、大道北添、新聞×3、井手添新聞、大道下新聞、元禄六西新興、大道下新聞×2、新聞、大道下新聞×3、井手南新聞壱反八歛廿四歩之内、新聞×4、新聞壱反壱歛拾八歩之内、新聞×7、ちゃゑんノ南新聞九歛六歩之内、新聞、大道添、大道北添、大道北添中壱壱歛拾五歩、大道添、式歛廿壱歩之内、大道北添、大道下新聞×2、新聞×6、向原大道添、大道南添文化八未新興×2、大道添、元禄六西新興、立石、野神尻新聞、新聞×6、池尻新聞、野神うてめ崎新聞、池ノ内新聞、池内西添延宝式寅新興、谷新聞、新聞、野神池内文化八未新興×2、□□池うてめしり新聞、新聞×3、□神尻、新聞×13、新聞三反式歛歩之内、新聞×3、延宝式寅新興×2、新聞、新聞壱反三歛拾八歩之内、新聞×2、延宝式寅新興、新聞×3、新聞八歛三歩之内、新聞×4、新聞壱反九歩之内、赤尾新聞、新聞×4、赤尾谷、新聞×6、新聞壱反四歛拾八歩之内、新聞×2、池尻新聞、新聞壱反七歛廿壱歩之内、小池尻壱反式歛八歩之内、赤尾道東大道池跡文化三寅新興、赤尾池之内明和三戌新興四歛歩之内、上池波さし元禄六西新興、新聞、池尻、赤尾井手上明和三戌新興×4、池内明和三戌新興、下々畠式歛歩之上明和三戌新興、明和三戌新興×3、

西谷新聞、元祿六西新興、新宮松岡元祿六西新興、赤尾新聞、新聞×2、井手下新聞、新聞、東谷新聞、新聞×4、池ノ上新聞×2、新聞九畝拾八歩之内、新聞、野神池之内東谷新聞、新聞×2、赤尾延宝式寅新興×2、原三畝拾八歩之内、元祿六西新興三畝歩之内×2、元祿六西新興×3、元祿六西新興弐畝廿七歩之内、享保六丑振興、正徳三巳新興×2、正徳五未新興、享保六丑振興×2、享保拾四西新興×3、元文二巳新興×2、原立道上文化武丑改検地、天保十亥新聞赤尾谷上、谷、原、北尾谷口東原
<落合>

一ノ谷新聞五畝九歩之内、新聞×4、谷新聞、谷文化九申新興、新聞×2、新聞毫反弐畝廿□歩之内、水吐井手ノ上明和三戌新興、下々田四畝歩之上明和三戌新興、明和三戌新興×3、西池之内、池尻下々田毫畝歩之東明和三戌新興、延宝式寅新興×2、新聞、明和三戌新興、明和三戌新興三畝拾八歩之内、明和三戌新興×2、新聞七畝廿四歩之内、明和三戌新興、新聞三反□□歩之内、新聞、西谷新聞、新聞×2、新聞毫反六畝歩之内、延宝式寅新興、新聞、市ノ谷池ノ上明和三戌新興×4、明和三戌新興毫反九歩之内、明和三戌新興、山東原明和三戌新興、小原川南新聞毫反三畝廿七歩之内、新聞、新聞毫反廿七歩之内、元祿六西新興、新聞×7、享保拾弐未新興、とゝ路上山中明和三戌新興×2、とゝ路新聞廿七歩之内、小原川添、延宝式寅新興、川添延宝式寅新興四畝六歩、北谷新聞、新聞、新聞毫反四畝拾五歩之内、新聞□□、山端元祿六西新興、新聞、新聞毫反歩之内、新聞、山添延宝式寅新興、谷元元祿六西新興、百舌鳥谷東新聞、延宝式寅新興、新聞、新聞、川中新聞九畝廿七歩之内、屋敷、毫畝拾八歩之内、宝永元申新興四畝歩之内、宝永元申新興、元祿六西新興、谷川北添新聞五畝拾八歩之内、落合谷新聞、岸ノ上新聞、新聞、元祿六西新興、新聞×10、鷺ノ山谷下々田七畝三歩之東明和三戌新興5、明和三戌新興□□、落合南池之北野山下明和三戌新興、明和三戌新興×2、落合大池ノ西野山下明和三戌新興×3、小谷西野山下明和三戌新□畝歩之内、鷺山谷新聞、新聞×6、延宝式寅新興、北谷新聞□畝□歩之内、池尻延宝式寅新興、延宝式寅新興三畝六歩之内、延宝式寅新興、新聞×4、延宝式寅新興、笠仏ノ前元祿六西新興三畝拾五歩之内、延宝式寅新興×2、新聞七畝□歩之内、新聞、正徳三巳新興、元祿六西新興、宝永元申新興五畝三歩之内、西谷新聞、新聞6、正徳三巳新興、新聞×4、享保六丑振興、仏坂延宝式寅新興、新聞×4、延宝式寅新興×3、元祿六西新興、一ノ谷口上烟四畝廿四歩之内、延宝式寅新興×2、九畝六歩之内、官谷南四畝歩之内、新聞×3、四畝拾□歩之内、天満南川添、元祿六西新興、五畝歩之内、元祿六西新興、延宝式寅新興毫畝廿七歩之内、八畝廿七歩之内、元祿六西新興、川添毫反六畝歩之内、中烟毫反弐畝廿四歩之内、享保十二未年位下、山添中烟九畝十八歩延享□、元祿六西新興、毫反毫畝六歩之内、四畝六歩之内、川×3、弐畝三歩之内、上烟五畝三歩之内享保十二未年位□、上烟弐畝享保十二未年位下、上烟七畝歩之内、宝永元申年位下、元祿六西新興、上烟九畝九歩之内、宝永元申年位下ヶ五畝六歩之内、上烟八畝拾弐歩、中烟三畝九歩之内、上烟六畝三歩之内、八畝拾弐歩之内、四畝廿四歩之内、上烟四畝九歩之内、上烟弐畝廿四歩之内、享保十二未年位下毫畝廿四歩、弐畝歩之内、上烟毫反毫畝六歩之内、中烟九畝九歩宝永元申位下ヶ□、延宝式寅新興×3、大道北添中烟五畝拾八歩之内、中烟弐畝廿七歩之内、享保十二未年位下毫畝廿分之内、中烟毫畝六歩之内、上烟七畝拾五歩之内、上烟毫反五畝歩之内、延享武丑年位下六畝歩之内、中烟毫反歩之内、上烟毫反毫畝廿七歩之内、大道添中烟毫畝九歩、上烟九畝拾六歩之内、五畝六歩之内、三畝拾五歩之内、上烟三畝廿七歩之内、石居山添新聞、池内延宝式寅新興、松岡谷落合元文二巳新興、天保十亥新聞落合大池諸？東原、笠仏東、仏坂道池北、丸山下北、官ノ谷同所北四畝拾弐歩之内

〔阿野郡南府中村田畠順道帳 逃田上所 同中所 額谷 横山〕

<逃田上所>

流田、川東、井手西添、岸下添、谷川東、川西添、六畝九歩之内、谷川北添、岸ノ上、大道東添、大道下、大道上×2、流田四手井手下、□鴻池四手井手下、四手井手下上、岸上、鴻池堤下添、池ノ上、井手上×2、井手下、大道添、岸下、大道添、井手下、泉尻四手井手下、谷川添、中塚林添屋敷、井手下上、蔽下、中塚、九畝六歩之内、林中、屋敷之内、井手ノ上、山添、□谷、九畝廿四歩之内、道南方、上、なら谷下池上、池ノ上武畝廿毫歩之内、西谷、北谷、下、池ノ上、三畝廿毫歩之内、小池下、明和三戌新興、谷、小池尻明和三戌新興、林、明和三戌新興、元禄六西新興、八畝廿毫歩之内、七畝歩之内、五畝歩之内、屋敷×3、四畝拾五歩之内、武畝歩之内、蔽添式畝九歩之内、屋敷、四畝廿七歩之内、屋敷、屋敷五畝拾五歩之内、四畝拾武歩之内、屋敷×6、屋敷三畝歩之内、屋敷、屋敷五畝九歩之内、屋敷×4、屋敷八畝拾五歩之内、屋敷×3、屋敷四畝六歩之内、薬師下、池尻、屋敷×4、屋敷參畝廿七歩之内、窪林添、道添、高烟屋敷五畝歩之内、八畝廿四歩之内、廣烟四手井手下、窪、井手下×3、窪谷川添、九畝九歩之内、岸上、大道上添×2、てうそ池、大道上添×2、岸ノ上、宮窪井手下、井手ノ上、大道下、大道下八畝九歩之内、井手東、四畝三歩之内、大道下×3、□ノ坪、四畝廿七歩之内、大道添×2、岸ノ上、岸上三畝九歩之内、岸下、川添、林ノ下、川添下田武畝歩、川東、下田八畝拾八歩、毫反七畝歩之内、窪中田四畝歩、毫反四畝九歩之内、林ノ下、林下、川添×2、松池尻、二畝歩之内、額免さかい、天保十亥新開甲ノ池東、柳坂東ノ原、素？分？谷西瀬、平林岡、池ノ下、山姥下、向林、大谷、中塚

<逃田中所>

川ふち七畝拾五歩之内、谷川添、岸ノ上、毫反毫畝六歩之内、井手ノ下×3、道添、井手ノ下、井手ノ上×2、岸ノ上、道添、堀？垣？内、三畝九歩之内、元禄六西新興×2、延宝武寅新興、元禄六西新興×2、延宝武寅新興、

<額谷>

馬場の内、武反四畝拾武歩之内、片落東山端、四手池尻、七畝毫歩之内、木ノ下、四手井手添、せいご原、川添、せいご原、小道西、窪、小道添西、窪×2、下り松、九畝九歩之内、逃田上所添、井手下、井手添、下り松四手井手添、せいご原井手ノ上、山ノ間七畝歩之内、横山原延宝武寅新興、橋元、毫反式畝歩之内、三反地、毫反歩之内、垣坪井手ノ上、三反地、山下八畝歩之内、三畝廿毫歩之内、井手南、五畝廿四歩之内、原五畝六歩之内、元禄六西新興、元禄六西新興式畝廿毫歩之内、七畝廿四歩之内、井手北、八畝歩之内、いやノ谷、九畝歩之内、西谷毫反毫畝廿毫歩之内、武畝拾武歩之内、横山原屋敷四畝廿四歩之内、屋敷三畝六歩之内、武畝拾五歩之内、横山西四畝六歩之内、川北窪毫反武畝拾武歩之内、額谷、大道下、大道下毫反廿毫歩之内、吉池谷八畝廿四歩之内、額谷九畝歩之内、九畝拾八歩之内、毫反武畝廿毫歩之内、谷、五畝拾武歩之内、四畝六歩之内、額池尻毫反九畝廿毫歩之内、池内南谷大道上下、四畝三歩之内、池内、四畝廿四歩之内、八畝廿毫歩之内、三畝九歩之内、四畝廿毫歩之内、武畝歩之内、毫里山北元禄六西新興、牛谷、小池尻、五畝廿毫歩之内、七畝拾五歩之内、六畝廿七歩之内、延宝武寅新興、谷、井手上、延宝三卯新興×4、松池ノ内南原明和三戌新興、明和三戌新興×2、宮ノ窪、八畝拾武歩之内、八畝拾武歩之内、林添、五畝九歩之内、薬師上所小池波さし、毫畝廿四歩之内、道添六畝廿四歩之内、宝永元申新興×2、宝永元申新興廿四歩之内、宝永元申新興×2、原、原六畝拾武歩之内、原×2、原六畝廿七歩之内、原×2、四畝九歩之内、毫反三畝歩之内、元禄六西新興、宮ノ窪元禄六西新興、荒神ノ南道ノ上天明武寅新興、天明武寅新興×2、道下天明武寅新興、道添天明武寅新興、天明

式寅新興×2、道南添天明式寅新興、天明式寅新興、平見池尻天明式寅新興、正徳三巳新興下々田六畝歩之内、平林南明和三戌新興、明和三戌新興、下林次郎池上、正徳三巳新興×4、額谷屋敷元文二巳新興、元文二巳新興五畝六歩之内、元文二巳新興意毫畝廿七歩之内、元文二巳新興、せいご原屋敷元文二巳新興、元文二巳新興二畝廿毫歩之内、額谷元文二巳新興、享保十四西新興五畝拾八歩之内、享保拾四西新興×2、額谷小池ノ下延宝式寅新興六畝歩之内、毫畝廿四歩之内、大道添×2、笹谷うてめ崎、萩尾谷、大道北、下田式反九畝九歩之内、大道南、大き連尾谷、二畝九歩之内、下田毫畝廿四歩之内、下田毫畝拾八歩元文二巳新興、九畝拾五歩之内、四畝歩之内、大き連尾谷、横山原右同断毫畝歩之内、小さ連尾谷、式反四畝廿毫歩之内、六畝拾武歩之内、元禄六西新興二畝歩之内、毫里山根延宝式寅新興、宝永元申新興七畝九歩之内、宝永元申新興、宝永元申新興四畝廿毫歩之内、宝永元申新興三畝六歩之内、宝永元申新興三畝拾八歩之内、宝永元申新興七畝歩之内、延宝式寅新興、宝永元申新興×6、額谷南原元文二巳新興二畝歩之内、原元文二巳新興、元文二巳新興×3、勘七烟南掛井手添文化二丑改検地、文化二丑改検地×2、四畝廿毫歩之内、式畝廿毫歩之内、天保十亥新聞林次郎池下、牛谷、小牛谷池ノ東、松池北、牛谷南ノ上、山峯下往還上、大き連尾池ノ西、平池ノ上山添、北池尻東原、中瀬荒神東添、大池尻、赤坂、下地東、安永四未新興北八道切南西古田切、北八道切、西八小池切、南八谷古田切、南谷古田切、南往還切、南往還切東道切、西八古田境道切、道切×2、東八道切、上北八道切、文化七午新聞道池上額御林ノ内、往還上松池掛井手添山ノ峰額御林之内

<横山(四手改横山)>

山本谷、二畝拾武歩之内、二畝歩之内、廿七歩之内、浦ノ谷、明和三戌新興、北谷下田三畝廿毫歩之上明和三戌新興、大原谷池下明和三戌新興、道下明和三戌新興、明和三戌新興×4、南谷、北谷、東丸山谷毫反九歩之内、文化二丑新興×7、東池下、南池尻、道下×2、林下、元禄六西新興、桑元、北屋敷、北平田、屋敷、泉ノ尻、南藪、とら下池ノ西池□道西文花三寅、文化三寅新興、道下、道東文化三寅新興、高岸下、道下、文化三寅新興、平田池、東屋敷、さゝ谷、池ノ内、林ノ谷延宝式寅新興、笹谷東ノ丘寛政元西新興、寛政元西新興×2、天明七未新興、林ノ谷東園寛政元西新興、寛政元西新興、天明七未新興×3、東とひ谷、六畝歩之内、谷三畝廿毫歩之内、池ノ尻東文化□□新興、延宝式寅新興、延宝式寅新興四畝六歩之内、谷三畝廿毫歩之内、とひ谷、延宝式寅新興、延宝式寅新興四畝六歩之内、二畝拾三歩之内、屋敷、東脇谷、元禄六西新興、池ノ内、新池谷、新池谷西文化三寅新興、岩尾谷文化九申新興、岩尾谷、谷×2、池尻、打越×2、池尻、上脇谷、南松崎谷、北谷、池尻四畝歩之内、池ふち、正徳五未新興×2、正徳五未新興四畝九歩之内、正徳五未新興二畝拾八歩之内、正徳五未新興、正徳五未新興四畝毫歩之内、正徳五未新興二畝三歩之内、正徳五未新興五畝三歩之内、四手とひ谷元文二巳新興、元文二巳新興、元文二巳新興二畝拾武歩之内、四手松崎谷元文二巳新興、四手打越南元文二巳新興、元文二巳新興七畝拾八歩之内、元文二巳新興、四手打越瀧宮道添文化二丑改検地、瀧宮道下、小道ノ上宝暦八寅新興、宝暦八寅新興×2、小道下宝暦八寅新興三畝九歩、宝暦八寅新興×2、山端宝暦八寅新興、宝暦八寅新興3、宝暦八寅新興二畝拾武歩之内、宝暦八寅新興、陶境天保元寅新興、天保十亥新聞脇谷、北輪、山鼻、上脇谷、原×2、岩尾、原、岩尾南、桑ノ元東、新池谷西原、東原、下道上、山峯、道下、原、原池ノ東、横山御宮林文化七午新聞横山大池官長手上八道切、道上二反三畝九歩之内、横山音御林明治四未新聞式町六反毫畝九歩、

表5 『順道帳』記載の古地名の比定状況

免名	番号	比定	古地名
本村	A1	屋敷ノ前	
本村	A2	まとは	
本村	A3	岡所北谷免さかい	
本村	A4	岡所南谷免さかい	
本村	A5	上谷	
本村	A6	御園	
本村	A7	かきの内六款歩之内	
本村	A8	岡所東道西添	
本村	A9	岡所東道西添	
本村	A10	岡所東道西添	
本村	A11	岡所赤坊	
本村	A12	岡所赤道添	
本村	A13	岡所屋敷ノ前	
本村	A14	岡所ノ屋敷	
本村	A15	岡所屋敷ノ内	
本村	A16	海宝寺堤下	
本村	A17	岡所赤供田	
本村	A18	岡所東台日越川ふち	
本村	A19	南川原	
本村	A20	尾崎ノ中	
本村	A21	南川原道添	
本村	A22	岡所西道東下	
本村	A23	岡所北谷古屋敷	
本村	A24	岡所西道下	
本村	A25	川中	
本村	A26	川中	
本村	A27	岡所川中	
本村	A28	岡所川中	
本村	A29	岡所西道下	
本村	A30	岡所赤坊屋敷	
本村	A31	岡所西道東添	
本村	A32	藏ノ前道添	
本村	A33	岡所赤道北	
本村	A34	岡所赤道西添	
本村	A35	岡所赤道北添	
本村	A36	岡所西道東添	
本村	A37	岡所赤道添	
本村	A38	岡所赤道東添	
本村	A39	岡所東道添	
本村	A40	天神北	
本村	A41	帳鏡	
本村	A42	大町	
本村	A43	岡所北池田	
本村	A44	岡所道添	
本村	A45	三道東添	
本村	A46	百分	
本村	A47	窪田	
本村	A48	大木下	
本村	A49	大ヶ口	
本村	A50	窪内	
本村	A51	あんたい	
本村	A52	岡所赤道添	
本村	A53	鶴向	
本村	A54	岡所北道東添	
本村	A55	藏之内	
本村	A56	岡所道添	
本村	A57	西池田	
本村	A58	○ 弘法寺	
本村	A59	御宿之上	
本村	A60	岡所北池田	
本村	A61	ほうし道下	
本村	A62	岡所北道下	
本村	A63	岡所南道添	
本村	A64	御宿	

免名	番号	比定	古地名
本村	A65	正仏	
本村	A66	岡所西池田	
本村	A67	岡所正仏	
本村	A68	御宿	
本村	A69	岡所南道下	
本村	A70	岡所西道下	
本村	A71	近元	
本村	A72	岡所西道添	
本村	A73	岡所道添	
本村	A74	岡所南道添	
本村	A75	岡所南道添	
本村	A76	岡所南道添	
本村	A77	岡所北道添	
本村	A78	岡所南道添	
本村	A79	岡所西山谷免さかい	
本村	A80	○ 近元敷	
本村	A81	○ 北谷屋敷	
本村	A82	○ 岡所前場	
本村	A83	○ 本村かしき	
本村	A84	○ 西からち	
本村	A85	○ 玄子ノ西	
本村	A86	○ 岡所まとは寺銀三歩之内	
本村	A87	○ 岡所南道下	
本村	A88	○ 岡所南道下	
本村	A89	○ 岡所南道下	
鍵坂	B1	○ 大酒南添	
鍵坂	B2	○ 岡所北道添	
鍵坂	B3	○ 井出ノ大酒添	
鍵坂	B4	○ 宮ノ浦	
鍵坂	B5	○ 大川物手間	
鍵坂	B6	○ 往還上西尋	
西山谷	B7	御宿ノ延宝代黄新興	
西山谷	B8	道上ノ新聞	
西山谷	B9	御宿山下明和三戊新興	
西山谷	B10	岡所小道上明和三戊新興	
西山谷	B11	岡所小道下明和三戊新興	
西山谷	B12	岡所小道下明和三戊新興	
西山谷	B12	岡所北池田新興	
西山谷	B13	山ノ集	
西山谷	B14	宮ノ北	
西山谷	B15	山の北谷（みね）？小道南明和三戊新興	
西山谷	B16	岡所北谷川南	
西山谷	B17	岡所南道下	
西山谷	B18	うての越西	
西山谷	B19	山神ノ新興	
西山谷	B20	三塚	
西山谷	B21	中ノ谷新興	
西山谷	B22	大塚前新興	
西山谷	B23	はかと新興	
西山谷	B24	堀（？）田谷延宝代黄新興	
西山谷	B25	むかし五款廿四歩之内	
西山谷	B26	衛通林中	
西山谷	B27	衛通林中	
西山谷	B28	岡倉新松八歩之内	
西山谷	B29	岡所南道添	
西山谷	B30	御宿	
西山谷	B31	深さと池内新興	
西山谷	B32	岡所南道下新興	
西福寺	B33	○ 千代松	
西福寺	B34	○ 岡所南明和三戊新興	
西福寺	B35	○ すばき田	
西福寺	B36	○ 満谷	
西福寺	B37	○ 宮ノ前	
西福寺	B38	○ 稲宮下明和三戊新興	

免名	番号	比定	古地名
西福寺	B39	○	岡所馬場下明和三成新撰
西福寺	B40	○	大歎まち
西福寺	B41	○	岡所馬場
西福寺	B42	○	岡所さと
西福寺	B43	○	川津田道添
西福寺	B44	○	新治添 (は?) きし
鶴入作	B45	○	はやの
鶴入作	B46	○	上所さかい新聞
鶴入作	B47	○	上所さかい新聞
鶴入作	B48	○	二天寺於三款歩之内
鶴入作	B49	○	神ノ元北新開
鶴入作	B50	○	弘法寺井手上
鶴入作	B51	○	岡所小山南明和三成新撰
新宮	C1	○	及生崎川
新宮	C2	○	岡所西浦谷
新宮	C3	○	鳴塚西
新宮	C4	○	岡所北鳴塚
新宮	C5	○	岡所大通添
新宮	C6	○	上ノ屋敷
新宮	C7	○	岡所北大通添反廿七步之内
新宮	C8	○	大通北
新宮	C9	○	岡所上ノ屋敷
新宮	C10	○	岡所往來歩九
新宮	C11	○	大石山添
新宮	C12	○	見徳寺五勘九歩之内
新宮	C13	○	大通添
新宮	C14	○	岡所南大道添
新宮	C15	○	岡所東大道添
新宮	C16	○	岡所大通南添
新宮	C17	○	新次郎屋敷
新宮	C18	○	三郎左衛門屋敷
新宮	C19	○	安 (し) 寺
新宮	C20	○	おく屋敷
新宮	C21	○	觀定林添
新宮	C22	○	麿敷ノ前人道川添
新宮	C23	○	岡所南大道添
新宮	C24	○	見徳寺
新宮	C25	○	岡所東大道添
新宮	C26	○	岡所大通南添
新宮	C27	○	岡所大通南添
新宮	C28	○	觀定大通南
新宮	C29	○	山ノ下志 (し) ん
新宮	C30	○	三叉地
新宮	C31	○	越谷延宝貞新撰
新宮	C32	○	平志 (し) へ
下野原	C33	○	瀧ノ谷
下野原	C34	○	川西浦ノ谷
下野原	C35	○	中塚
下野原	C36	○	蛇洞谷
下野原	C37	○	内室永元申新撰
下野原	C38	○	龜経谷分道尻
下野原	C39	○	龜経谷尻
下野原	C40	○	龜経谷北原尻歩三步之内
下野原	C41	○	瀧ノ谷
下野原	C42	○	半 (?) 地谷
下野原	C43	○	鶴谷
下野原	C44	○	おり口谷
下野原	C45	○	向田谷巻反六段廿七步之内
下野原	C46	○	やけん谷
下野原	C47	○	長通り
下野原	C48	○	北谷
下野原	C49	○	鶯山谷
下野原	C50	○	かきかけ雲敷五歩之内
下野原	C51	○	大谷

免名	番号	比定	古地名
下野原	C52	○	大あれ壱反廿歩之内
下野原	C53	○	岡所東小道ノ上明和三成新撰
下野原	C54	○	百舌鳥谷延宝貞新撰
下野原	C55	○	星々路 (えゝろ) 口
下野原	C56	○	向田谷
蔚谷上所	C57	○	池大通南添
蔚谷上所	C58	○	岡所北大通西添
蔚谷上所	C59	○	走 (く) 出口北道東
蔚谷上所	C60	○	岡所西通添
蔚谷上所	C61	○	岡所さかと道西
蔚谷上所	C62	○	出 (し) パ
蔚谷上所	C63	○	岡所北大通南添
蔚谷上所	C64	○	国延大通北面宝貞新撰
蔚谷上所	C65	○	岡所北大通南添
蔚谷上所	C66	○	大通北添文化八未新撰
蔚谷上所	C67	○	岡所北大通北文化武井申新撰
蔚谷上所	C68	○	岡所西大通北文化二丑新撰
蔚谷上所	C69	○	岡所池大通北添文化二丑新撰
蔚谷上所	C70	○	岡所大通南添文化二丑新撰
蔚谷上所	C71	○	岡所大通南添文化二丑新撰
蔚谷上所	C72	○	太通南添文化八未新撰
蔚谷下所	C73	○	上所後小道添文化八未新撰
蔚谷下所	C74	○	深谷大通北文化久申新撰
蔚谷下所	C75	○	岡所大通北道新開
蔚谷下所	C76	○	岡所大通南添文化新開
蔚谷下所	C77	○	岡所大通南添文化新開
蔚谷下所	C78	○	岡所南大通北添新開
蔚谷下所	C79	○	岡所大通北添新開
蔚谷下所	C80	○	岡所南大通北添新開
蔚谷下所	C81	○	岡所大通北添新開
蔚谷下所	C82	○	岡所南大通化道添新開
蔚谷下所	C83	○	岡所大通北添新開
蔚谷下所	C84	○	市 (市) 手大道北添新開
蔚谷下所	C85	○	岡所南大道下新開
蔚谷下所	C86	○	岡所西大道ふち
蔚谷下所	C87	○	岡所北通上卷拾歩之内
蔚谷下所	C88	○	岡所大通北添
蔚谷下所	C89	○	岡所大通下新開
蔚谷下所	C90	○	岡所大通下新開
蔚谷下所	C91	○	岡所東大道下新開
蔚谷下所	C92	○	岡所東大道下新開
蔚谷下所	C93	○	岡所東大道下新開
蔚谷下所	C94	○	岡所東大道下新開
蔚谷下所	C95	○	ちやあんノ南新聞九段六歩之内
蔚谷下所	C96	○	岡所東大道添
蔚谷下所	C97	○	大通北添
蔚谷下所	C98	○	岡所東大道添
蔚谷下所	C99	○	岡所東大道北添中畠書斎拾歩
蔚谷下所	C100	○	岡所東大道添
蔚谷下所	C101	○	岡所東大道添
蔚谷下所	C102	○	岡所東大道下新開
蔚谷下所	C103	○	岡所東大道下新開
蔚谷下所	C104	○	向原大道添
蔚谷下所	C105	○	大通北添文化八未新撰
蔚谷下所	C106	○	岡所東大道添文化八未新撰
蔚谷下所	C107	○	岡所東大道添
蔚谷下所	C108	○	野神尻新開
蔚谷下所	C109	○	野神 うめ崎
蔚谷下所	C110	○	岡所東うめし (志) リ新聞
蔚谷下所	C111	○	赤尾山東大道北跡文化二丑新撰
蔚谷下所	C112	○	新宮松元院跡六路振興
蔚谷下所	C113	○	西原立道文化二丑改換地
落合	C114	○	と・路 (ろ) 上山中明和三成新撰
落合	C115	○	と・路 (ろ) 新開廿七步之内

免名	番号	比定	古地名
落合	C116	笠弘ノ前元禄六西新興三段拾五步之内	
落合	C117	仏坂堂式宝室新興	
落合	C118	同所大道添中雄五段拾八步之内	
落合	C119	同所南中幅〇〇	
落合	C120	同所大道添中雄五段拾九步	
落合	C121	仏坂道北	
透田上所	D1	○ 透田	
透田上所	D2	○ 同所西大道添	
透田上所	D3	○ 同所西大道下	
透田上所	D4	○ 大通上	
透田上所	D5	○ 同所西大道上	
透田上所	D6	○ 同所西大道添	
透田上所	D7	○ 同所西大道添	
透田上所	D8	○ 中原	
透田上所	D9	○ 同所東通南方	
透田上所	D10	なら谷ノ池上	
透田上所	D11	○ 同所足跡下	
透田上所	D12	○ 同所大道崖	
透田上所	D13	同所東大道上添	
透田上所	D14	同所西大道上添	
透田上所	D15	○ 同所西大道上添	
透田上所	D16	○ 同所西大道上添	
透田上所	D17	同所西大道下	
透田上所	D18	同所北大道下	
透田上所	D19	○ 同所北大道下	
透田上所	D20	○ 同所北大道下	
透田上所	D21	○ 同所北大道下	
透田上所	D22	○ 同所北大道添	
透田上所	D23	○ 同所北大道添	
透田上所	D24	○ 同所北谷免さかい	
透田上所	D25	柳垂東ノ原	
透田上所	D26	○ 山峠下	
透田中所	D27	○ 同所大道添	
透田中所	D28	○ 同所西大道添	
透田中所	D29	○ 堀ノ内	
鶴谷	D30	せいご原	
鶴谷	D31	○ せいご原	
鶴谷	D32	○ 同所西大道西	
鶴谷	D33	○ 同所南小道添西	
鶴谷	D34	○ 桜元	
鶴谷	D35	○ 堀畔舟手ノ上	
鶴谷	D36	○ やい谷	
鶴谷	D37	○ 鶴谷	
鶴谷	D38	○ 同所北大道下	
鶴谷	D39	○ 同所北大道下	
鶴谷	D40	池内山川大道上下	
鶴谷	D41	寺里山川元禄六天明二寅新興	
鶴谷	D42	栗跡舟小池波さし	
鶴谷	D43	○ 同所大道添	
鶴谷	D44	○ 兼神ノ南道上天明二寅新興	
鶴谷	D45	○ 同所西道下天明二寅新興	
鶴谷	D46	同所南道添天明二寅新興	
鶴谷	D47	同所東道添天明二寅新興	
鶴谷	D48	同所西大道添右同原	
鶴谷	D49	同所西大道添右同原	
鶴谷	D50	替谷下めぬ右同原	
鶴谷	D51	同所大道北右同原	
鶴谷	D52	同所大道南右同原	
鶴谷	D53	大き連尾谷右同原	
鶴谷	D54	大き連尾谷右同原	
鶴谷	D55	小さ連尾谷右同原	
鶴谷	D56	寺里山川根延室二寅新興	
鶴谷	D57	山峠下往道上	
鶴谷	D58	赤坂	

免名	番号	比定	古地名
鶴谷	D59	安永四末新興北八道堀切南北吉田切	
鶴谷	D60	同所北八道切	
鶴谷	D61	同所南往邊切	
鶴谷	D62	同所東南往邊切東道切	
鶴谷	D63	同所北西北道切	
鶴谷	D64	同所北西北道切	
鶴谷	D65	同所下東八道切	
鶴谷	D66	同所北上北七道切	
鶴谷	D67	文化七年新開道池上鶴御林ノ内	
横山	D68	溝ノ谷	
横山	D69	同所道下	
横山	D70	同所道下	
横山	D71	道南右同原	
横山	D72	同所道北右同原	
横山	D73	同所北道右北右同原	
横山	D74	同所道北右同原	
横山	D75	同所北道右北右同原	
横山	D76	同所道西右同原	
横山	D77	同所道下右同原	
横山	D78	同所道文化二寅新興	
横山	D79	同所道西右同原	
横山	D80	同所東道下右同原	
横山	D81	四手打越兼東道添	
横山	D82	同所北藏名道下	
横山	D83	同所西小道上	
横山	D84	同所西小道ノ下	
横山	D85	山島	
横山	D86	同所下道上	
横山	D87	同所北道下	
横山	D88	同所南道上	

現地比定の根拠について

壬申地券地引絵図とセットになる順道帳には、近世の地番と壬申図作成時の地番が記されている。このため、壬申図が遺存している場合は、絵図に記載される地番から現地比定が可能である。

絵図が遺存していない地域について、地租改正地引絵図にセットになる順道帳がある場合は、壬申地券段階の地番と地租改正段階の地番が併記されており、地租改正段階の地番は現在の地番と同じであることから、現地比定が可能である。

壬申図も地租改正段階の順道帳も遺存していない場合は、現地を比定することができない。

なお、表中の「同所」とは、その上欄に記載されている小地名のことで、例えばA3の「同所北谷免さかい」は「まとは北谷免さかい」ということである。

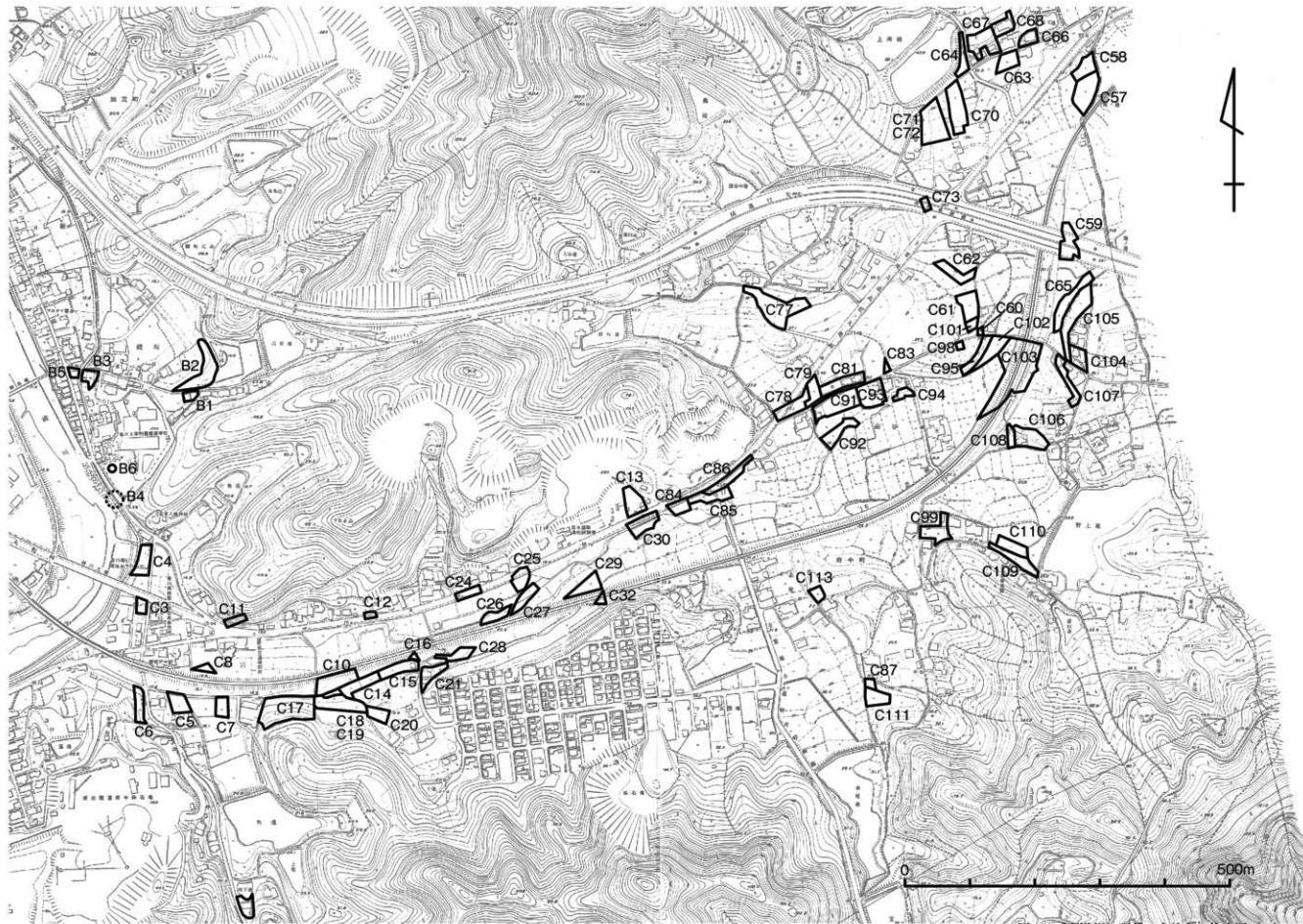


図 18 「郷道帳」記載の古地名の比定図（1）

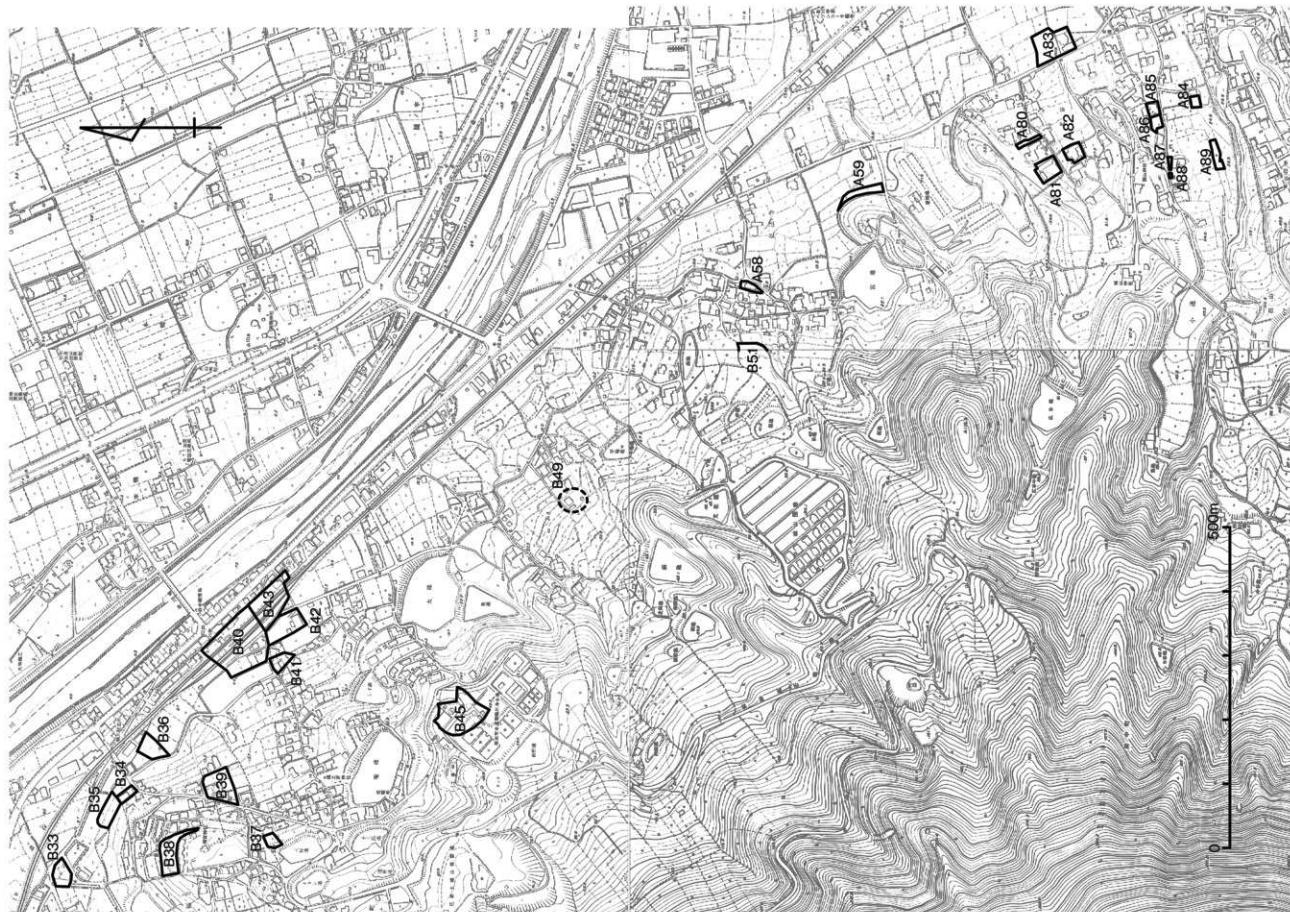


図19 「府道報」記載の占地名の比定図（2）

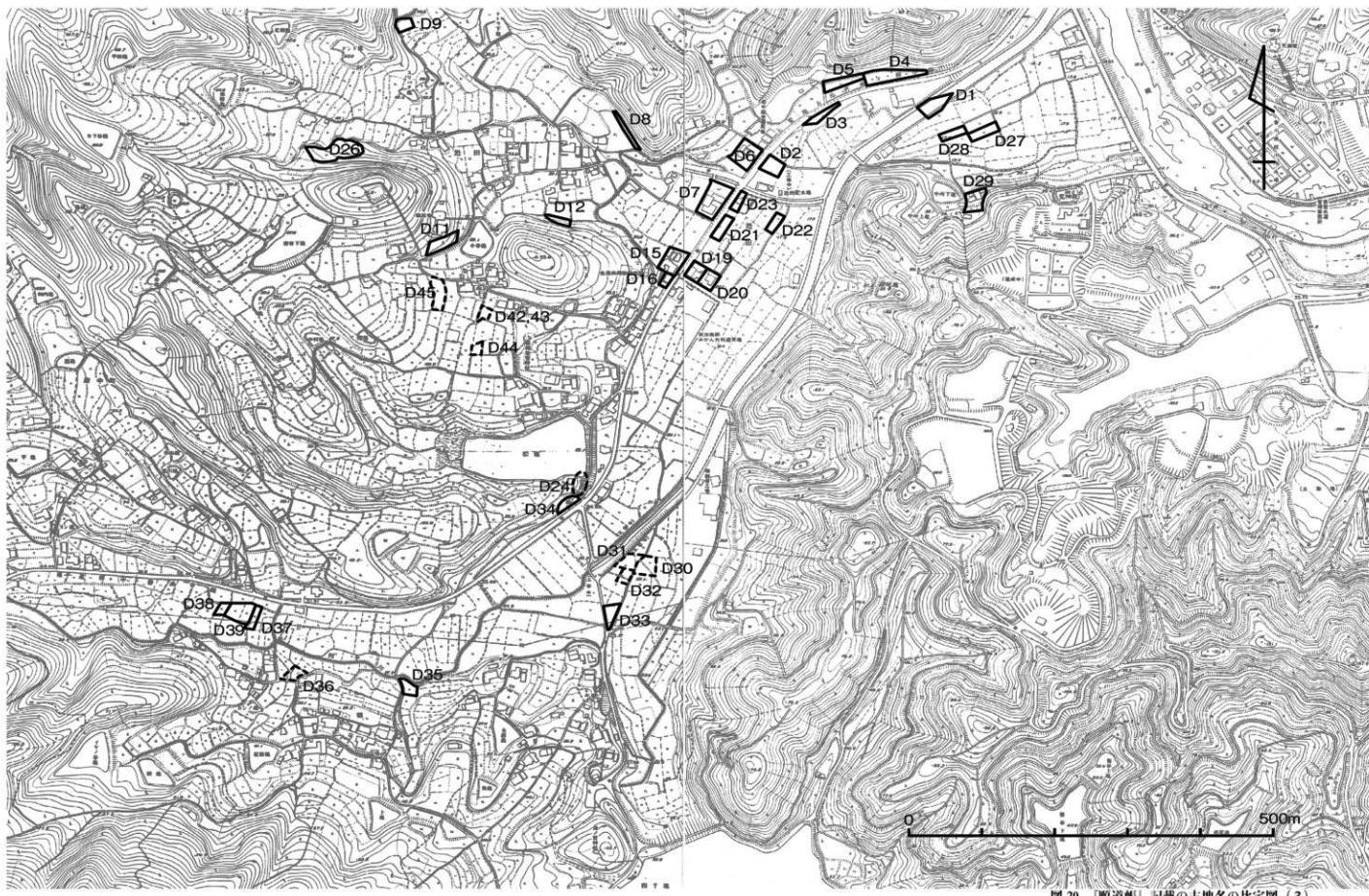


図20 「順道帳」記載の古地名の比定図(3)

第2節 平成22年度の調査

概要

調査は平成22年5～10月の6か月間、加茂町を主なフィールドとして実施した。週2日間(水・土曜)の活動日におけるボランティア調査員の出席状況を勘案して、地形・地名調査のいずれかを実施したり、両方を同時に実施したりしたため、純粋に地名調査のみに費やした調査日数は把握できていない。両調査を合わせた延べ調査日数は71日である。

地名調査は聞き取り調査・遺物の分布調査・文献資料の調査を行っている。地域住民から小字名・通称地名・伝承などの情報を得る聞き取り調査は、ボランティア調査員を主体として、昨年度作成のカードを使用して行ったが、古者の死去や他地域からの新住民の移住などで地名等の情報の消失はかなり進行しており、調査は困難を極めた。幸い、地元の歴史研究家とその御家族の協力により、南端部付近を一部除いた加茂町ほぼ全体にわたる地名を採取することができた。記して謝意を表したい。

遺物分布調査は、調査員を主体に水田1筆単位で地表に現れている遺物の種類・量の多寡などを調査した。文献資料の調査は、江戸期の検地帳などの史料の掘り出しができなかったため、昨年度に引き続きボランティア調査員の自主的活動として、『菅家文草』、『白峯寺縁起』、『譜岐国名勝図会』などの活字化された資料からの古地名の抽出を行っている。

成果

聞き取り調査

加茂町は条里地割の遺構が良好に残る地域である。平野部には碁盤の目状に道路・水路が走り、それらによって区画された一辺約108メートルの正方形が連続して展開している。詳細に見れば、現在の綾川右岸に接する土地区画は、正方形ではなく歪な形態をした区画が連続している。正方形の区画内を長方形に細分した地割りが多く見られ、その大半は水田として土地利用されているが、宅地への転換が進む昨今の現状がみられる。

聞き取り調査を開始したところ、先述した理由などにより、地名の採取は困難を極めた。正方形の区画の1～2つ分に対しての呼び名が拾えたところもあったが、その数は少ない。また、区画内の細分した土地(水田)1筆あたりの呼び名の聞き取りも進めたが、取扱はなく、現在は所有者の名前を冠して「○○さんの田」「○○さんとこ」と通称で呼ぶのが多いことがわかった。1筆あたりの呼称が存在した可能性も否定できないが、古くから発達した碁盤の目状の区画の呼び名だけで場所・位置の特定は事足りていたため、特殊な建造物などが存在した部分だけにとどまっていたことも考えられる。

地元の歴史研究家が平成17年頃に行った地名の聞き取り調査成果から、加茂町の南端部(仏願地区)以外について、正方形の区画単位の地名約130を入手することができ、その分析を行った。



図21 加茂町の聞き取り地名配置図

その結果、①ガラ、クボ、ゴロ、タニなど地形・地勢に由来するもの、②ヤシキ、ミヤ、モン、クラなど建物や施設等に由来するもの、③タン、チョウ、ツボなど土地の規模に由来するもの含まれているとの推測ができた。

具体的な地名は図21・表6をご覧いただきたい。

地名の分布を見てみると、①の地形・地勢由来のものは、1例を除き、現在の綾川右岸に接して複数のまとまりをなすことがわかる。綾川の氾濫がもたらした川原石などの存在を反映したものであろう。②の建物や施設等由来のものは、巨視的に見れば加茂町南部と北部にそれぞれまとまる傾向がうかがえようか。③の土地の規模由来のものは、中央から北部に点在しておりまとまりなどはうかがえない。

平成21年度の府中町での地名調査では、「セイドウ」「インヤ（ニヤ）ク」「チョウツギ」といった国府中枢部の施設を示唆するような地名が採取されているが、加茂町においては採取できなかった。今後、更なる他地域の地名との比較が必要であるが、府中町に存在する国府を示唆す

地形・地勢に由来	ヒガシマエガラニシマエガラニシガラ クボ・ニシゴロ・イケノモトニシノウラ クボタ ノガミ(又ノコダニ)					
建物や施設等に由来	ニノマチ・ツジノマチ・アカマチ・クスマチ・ママチ・ツタヤシキ・マサゴヤシキ・シンバハシ(シンバヤシキ) マチ=町、ヤシキ=屋敷					
土地の規模に由来	ミヤニシ・カンザキ・カミノマエ・ミヤノウマエ ミヤ=宮、カミ=神 テラ=寺 ヨコチワ・クモンチワ チワ=町					

表6 加茂町地名分類表

る地名の特殊性を浮き彫りしたと評価できよう。

とは言うものの、②の建物や施設等由来の地名の中には、藏（クラノモト、クラノウラ）、門（ダイモン、ウラモン）、堰（オオゼキ、ウワゼキ）、宮（ミヤニシ、カミノマエ、ミヤノウラ）、寺（テラマエ）、屋敷（ツタヤシキ、ヤサゴヤシキ）、町（ニノマチ、ツジノマチ、アカマチ）などのように具体的な建物や施設を示唆する可能性を持つものが含まれていることは、国府を構成する施設の存在をうかがわせるものとして留意すべき点であろう。

ただし、現在に伝わる地名は、長い時間を経る中で変容したり、新たに追加されたりしたものの集積であり、その変化の過程をうかがい知ることはできない。現存する地名の多くは近世以降に呼ばれたものが多いと思われることから、今後は、文献資料調査による地名の採取と、聞き取った地名の両者の比較検証作業が課題といえよう。

遺物の分布調査

地形や地名調査で現地を歩き回る際に、主に調査員が田畠に散布している遺物の種類・時代・量についての分布調査を同時に実施した。加茂町は水田としての土地利用が多く、田植え前と稲刈り後の短期間で実施しなければならない状況であった。また、田植え前は土の耕起が行われるが、稲刈り後はそのまま放置されるという状況の違いを含んだ分布調査となった。

採取した遺物は土器片がほとんどで、弥生時代から近世にわたる幅広い時代のものがみられる。サスカイト片や親指大のハリ質安山岩小塊の散布も確認できた。これらは田畠1筆単位で、都市計画図にプロットし、その分布傾向について検討した。

以下、国府が機能していた時代である古代と中世の遺物の分布傾向を報告する。

古代（飛鳥時代から平安時代頃まで）

加茂町南部に3つのまとまりが分布している状況を見ることができる。中央のまとまりは、白鳳時代の創建とされる鴨磨寺が存在しており、それに伴う遺物の可能性がある。また、南のまとまりは山側に多数の群集墳の存在が知られている地域に隣接しており、後期の横穴式石室墳が破壊されたものか、それらの古墳の造営母体の集落に関わる遺物と思われる。これに対し、北側のまとまりは平安時代頃の遺物が他のまとまりより量も多く、地形の復元からは微高地に

相当する部分に当たっていることから、集落などの未知の埋蔵文化財包蔵地が眠っている可能性が高い。

中世（鎌倉時代から室町時代頃まで）

遺物のまとまりは加茂町内ほぼ全域に広がる様相がうかがえる。中でも加茂町の北西部である氏部地区が顕著である。中央付近のまとまり部分では、地名の「テラマエ」を採取しており、小字名にも使われていた中世創建と伝えられる志福寺（しふくじ）を中心とした遺跡が存在する可能性がある。また、氏部地区のまとまりの中には、綾川沿いで地名「クラノマエ」などを採取しており、倉庫を有した綾川の水運に関係する遺跡の存在をうかがうことができる。

これらの成果は、讃岐国府を形成する諸施設の可能性を示唆するばかりでなく、今後の遺跡保護にも役立つものと思われる。



図22 加茂町の旧地形と古代の遺物分布状況

文献資料の調査

冒頭にも記述したように、文献資料の調査は昨年度に引き続きボランティア調査員の自主的活動として行った。活字化された資料のうち『菅家文草』を中心に、『白峯寺縁起』、『讃岐国名勝図会』などからの古地名の抽出を行っている。他の調査や発掘調査に忙殺され、採取した地名との比較検討などまでは至っていないのが現状である。

まとめにかえて

約6か月間、ボランティア調査員とともに地名調査を行ったわけだが、つくづく聞き取り調査の困難さを体感した。当方が欲する地名が引き出せないまま、過去の世間話（それはそれで重要な情報を含んでいたこともあったが）に終始したこと多々あった。また、各調査の咀嚼が十分でない状態で他の調査との検討を行ったため、消化不良の状態で終わってしまった感が



図23 加茂町の旧地形と中世の遺物分布状況

強い。それでも、採取した地名と遺物の分布調査から歴史が垣間見えた部分もあり、地名が示す可能性はまだまだ残されていると思われる。今後は、その可能性をいかに引き出すかという調査手法の検討も行わねばならないだろう。(宮崎哲治)

第4章 おわりに

平成21年度は31名、平成22年度は24名のボランティア調査員と協業しながら、地形・地名調査を実施した。正直なところ試行錯誤の感がぬぐえない部分もあるけれども、ボランティア精神に富む方々との作業は、人生観等、根本的なところから教えられることが多い、楽しい作業であった。幸いなことに、探索事業はまだ継続されるから、不足を補って成果をあげていきたいと考えている。

(木下晴一)

讃岐国府跡探索事業
平成 21・22 年度
地形・地名調査報告

平成 23 年 11 月 30 日 発行
編 集 香川県埋蔵文化財センター
〒 762 - 0024
香川県坂出市府中町南谷 5001 番地の 4
電 話 (0877) 48 - 2191
FAX (0877) 48 - 3249
発 行 香川県埋蔵文化財センター
印 刷 四国工業写真株式会社